

第1章

都市農村交流の現状

安部 雅人

(公益財団法人東北活性化研究センター)

第1節 はじめに

本章では、2014年度に農林水産省が都市農村交流施設を活用して都市農村交流に取り組んでいる北海道長沼町、福島県喜多方市、山梨県道志村、愛媛県内子町、熊本県小国町、長崎県南島原市、鹿児島県出水市等といった7つの地域を調査対象として、その中から都市農村交流施設を運営する農家を選定して行われた調査結果に基づくデータを参考としている¹。

都市農村交流は、農山漁村地域において「自然」、「文化」、「人間」との交流を楽しむ滞在型の一連の余暇活動である²。そして、交流施設としては、農林漁家が運営する「農産物直売所」、「農家レストラン」、「体験民宿」等を指すものと考えられるが、一般的には、地域における観光資源や宿泊施設、商業施設等を含めたものが広義の意味で使用されている。

この場合、その担い手は、本業が農林漁業であり、副業として「アグリツーリズム」を実施している農林漁家の経営者達である。彼らが中心となって経営している施設が「都市農村交流施設」と呼ばれていることから(写真1・2参照)、彼らは、「都市農村交流施設を活用して『アグリツーリズム』を実践している農家」ともいえる。

写真1. 越前町都市農村交流施設・悠久ロマンの杜



(出所) 越前町HP参照。

写真2. 柳井市都市農村交流施設



(出所) 柳井市HP参照。

また、本業が農林漁業ではなく、自治体が施設を整備し、農家グループ等に運営を委託して経営する施設が「その他交流施設」と呼ばれていることから(写真3・4参照)、その担い手は、「その他交流施設を活用して『アグリツーリズム』を実践している農家」ともいえる。

※ 筆者の許可なしの対外言及・引用は、お控え願います。本稿の全文または一部を引用・転載・複製する際には、必ず出所元を明記願います。

1 (農林水産省 2015) 参照。抽出データの対象年度は、2013年度である。

2 この場合、「アグリツーリズム」等も含まれる。

写真3. その他交流施設・清里町交流活動施設



(出所) 清里町HP参照。

写真4. その他交流施設・敦賀駅交流施設オルパーク



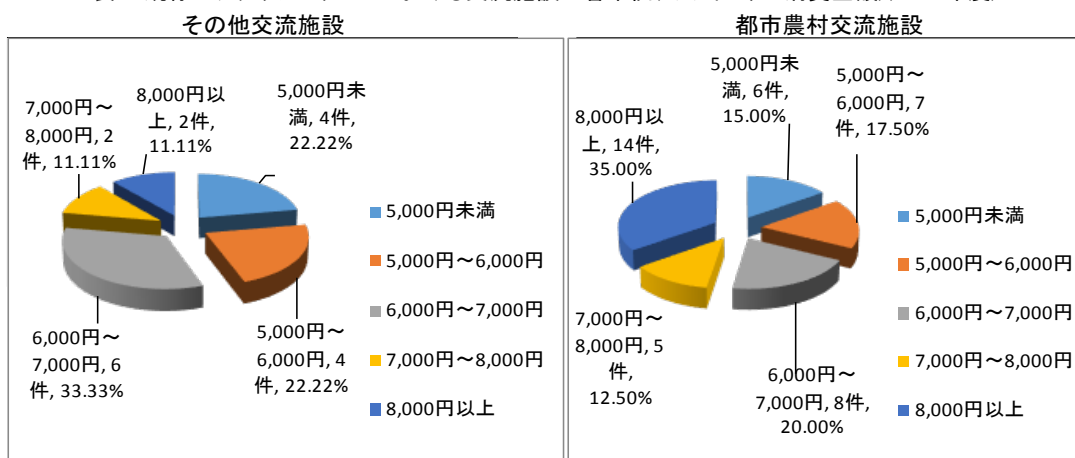
(出所) 敦賀市HP参照。

第2節 都市農村交流に係る市場規模

(1) 都市農村交流施設およびその他交流施設における経営状況

既存の「アグリツーリズム」における交流施設の客単価(1人当たりの消費金額)(2013年度)をみると、表1のとおり、客単価は、農家の経営する都市農村交流施設では、「8,000円以上」が35.0%と多く、平均金額は、6,812円であった。

表1 既存のアグリツーリズムにおける交流施設の客単価(1人当たりの消費金額)(2013年度)

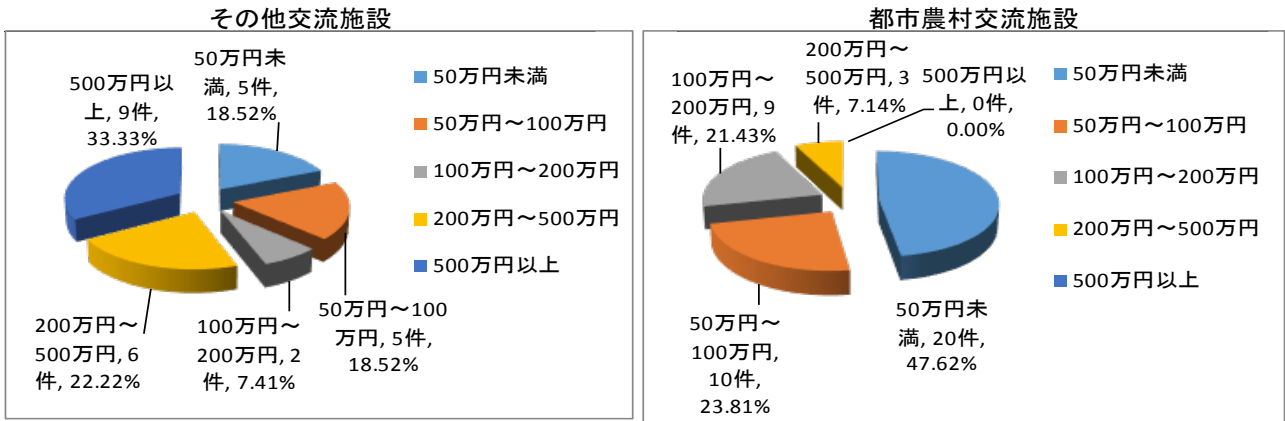


(出所) 農林水産省(2015)をもとに筆者作成。

他方、その他交流施設では、「6,000～7,000円」が33.3%と最も多く、平均金額は、5,933円となっている。農家の経営する都市農村交流施設の方が客単価の面で高いのは、教育旅行が多いために宿泊料金が1泊2食ないし3食の設定であり、それに加えて体験料金も別に発生するためと思われる。

既存の「アグリツーリズム」における交流施設の1年間の売上高(2013年度)をみると、表2のとおり、都市農村交流施設の場合、50万円未満が一番多く20件(47.62%)となっており、次に50万円～100万円が10件(23.81%)、続いて100万円～200万円が9件(21.43%)となっている。500万円以上は、0件となっている。

表2 既存のアグリツーリズムにおける交流施設の売上高(2013年度)



(出所) 農林水産省(2015)をもとに筆者作成。

それに対して、その他交流施設の場合、500万円以上が一番多く9件(33.33%)となっており、次に200万円~500万円未達が6件(22.22%)、続いて50万円~100万円が5件(18.52%)となっている。50万円未満は、5件(18.52%)となっている。その他交流施設の方が都市農村交流施設よりも売上高の金額が高いことが判る。都市農村交流施設の売上高は、100万円未満が30件(71.43%)であり、売上高の金額が非常に低いことが判る。

都市農村交流施設およびその他交流施設の宿泊料金をみると、表3のとおりである。農家の経営する都市農村交流施設の1泊2食の宿泊料金の平均は、6,544円(体験料はなし)となっており、その他交流施設の6,700円よりもやや低い設定となっている。一般的に、教育旅行を主体にしている施設では、体験と1泊2食(または3食)をセットにして素泊料金や1泊朝食料金を設定していないところも多い。

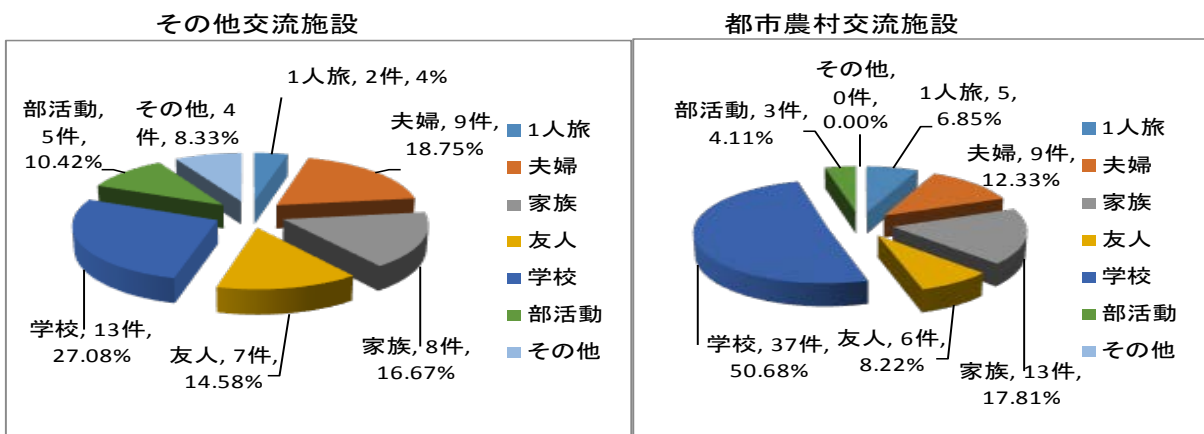
表3 都市農村交流施設およびその他交流施設の宿泊料金

項目	対象数	素泊料金	1泊朝食	1泊2食
全体	62件	4,137円	5,006円	6,594円
都市農村交流施設	42件	3,958円	4,702円	6,544円
その他交流施設	20件	4,513円	5,645円	6,700円

(出所) 農林水産省(2015)をもとに筆者作成。

都市農村交流施設およびその他交流施設の宿泊客種別(複数回答)をみると、表4のとおり、農家の経営する都市農村交流施設の宿泊客の種別としては、学校が37件50.68%と最も多く、その他交流施設でも13件27.08%と最も多い。その他交流施設の点では、全体的に宿泊客層が均等に割り振られているのに対して、都市農村交流施設の方は、学校と家族に偏っている。

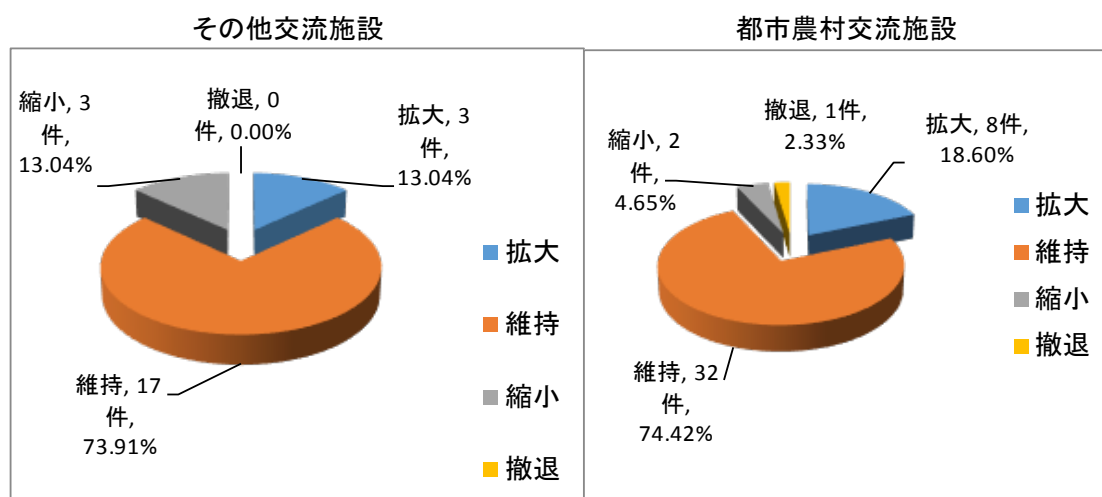
表4 都市農村交流施設およびその他交流施設の宿泊客種別(複数回答)



(出所) 農林水産省(2015)をもとに筆者作成。

既存の「アグリツーリズム」における今後の経営の意向をみると、表 5 のとおり、都市農村交流施設では、32 件(74.42%) が現状維持を求めており、その他農村交流施設では、17 件(73.91%) が現状維持を求めている。経営拡大についても都市農村交流施設の 8 件(18.60%) が拡大を求めており、その他農村交流施設では、3 件(13.04%) が拡大を求めている。それに対して、縮小・撤退については、都市農村交流施設の 3 件(6.98%) が縮小・撤退を求めており、その他農村交流施設では、3 件(13.04%) が縮小を求めている。

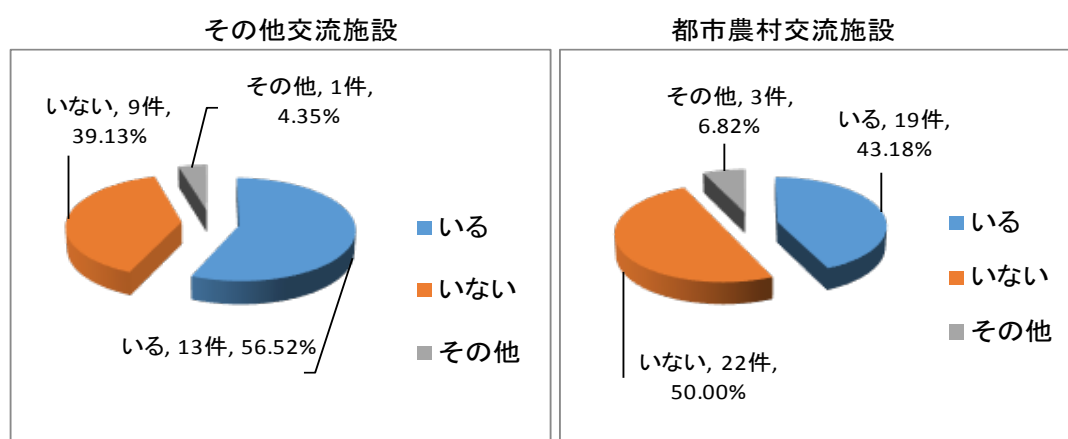
表5 既存のアグリツーリズムにおける今後の経営の意向



(出所) 農林水産省(2015)をもとに筆者作成。

後継者の有無については、表 6 のとおり、都市農村交流施設では、「いる」が 19 件(43.18%)、「いない」が 22 件(50.00%)、「その他」が 3 件(6.82%) となっており、その他農村交流施設では、「いる」が 13 件(56.52%)、「いない」が 9 件(39.13%)、「その他」が 1 件(4.35%) となっている。都市農村交流施設では、その約半分について後継者がいないことが判る。

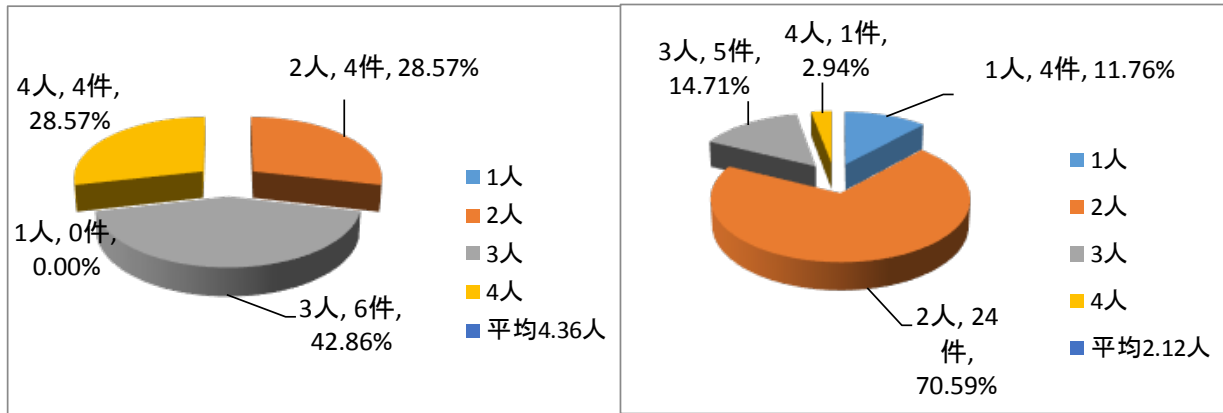
表6 後継者の有無



(出所) 農林水産省(2015)をもとに筆者作成。

都市農村交流施設およびその他交流施設の従業員数については、表 7 のとおり、都市農村交流施設の場合、従業員数 2 人が 24 件 70.59%と一番多く、その他交流施設では、従業員数 3 人が 6 件 42.86%と一番多い。

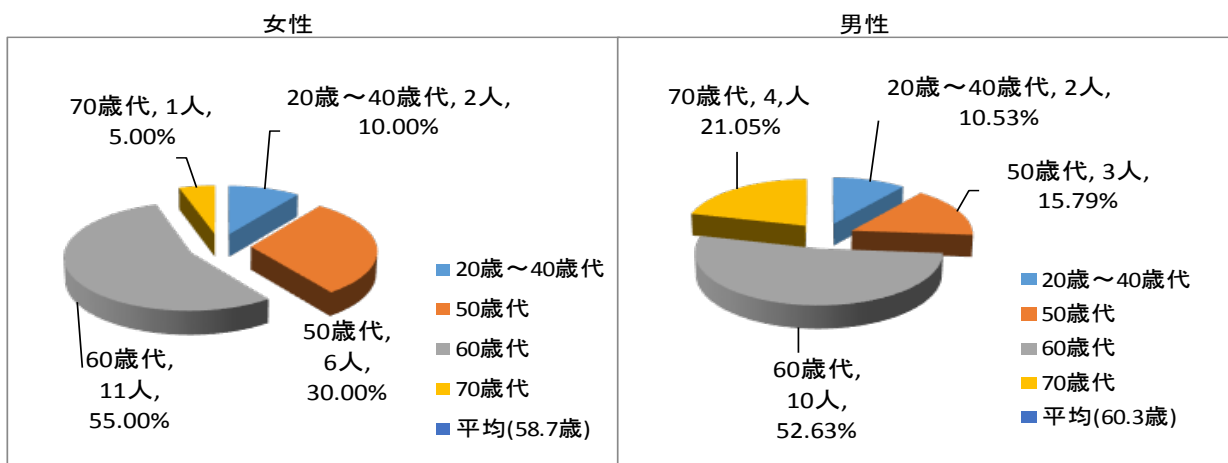
表7 都市農村交流施設およびその他交流施設の従業員数
 その他交流施設 都市農村交流施設



(出所) 農林水産省(2015)をもとに筆者作成。

都市農村交流施設における家族従業員の性別・年齢(農家限定)については、表8のとおり、農家が経営する都市農村交流施設の家族従業員の場合、男性が19人、女性が20人となっており、夫婦で経営している施設が多いことを示している。年齢構成は、60歳代が最も多く、男性が10人で52.63%、女性が11人で55.0%となり一番多く、全体でも21人53.84%となっている。「農村社会」の現状を反映して、従事者の高齢化が進んでいる。

表8 都市農村交流施設における家族従業員の性別・年齢(農家限定)



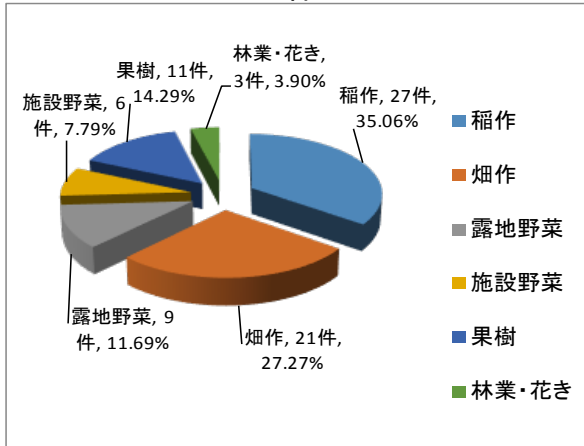
(出所) 農林水産省(2015)をもとに筆者作成。

都市農村交流施設を経営する農家の経営部門については、表9のとおり、全体的にみても「稲作」が27件で35.06%と多く、次いで「畑作」が21件で27.27%となっている。東北地方6県および新潟県(以下、「東北圏」という。)がある本州では、「稲作」が16件で47.06%と多く、次いで「畑作」が10件で29.41%となっている。

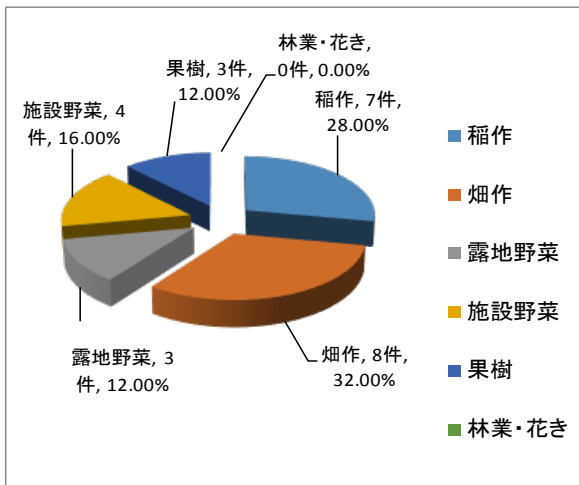
この場合、「施設野菜」が1件で2.94%、「果樹」が2件で5.88%、「林業・花き」が2件で5.88%と少ないことが判る。つまり、都市農村交流施設を拠点に既存の「アグリツーリズム」を実施している農家については、「稲作」および「畑作」を中心とした農家の経営部門が多いことが判る。

表9 都市農村交流施設を経営する農家の経営部門(複数回答)

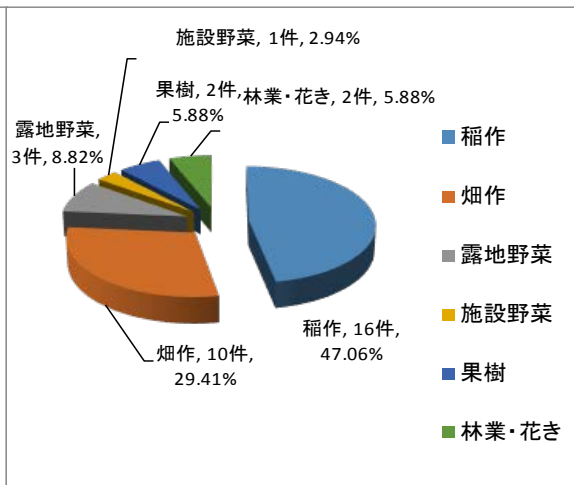
全体



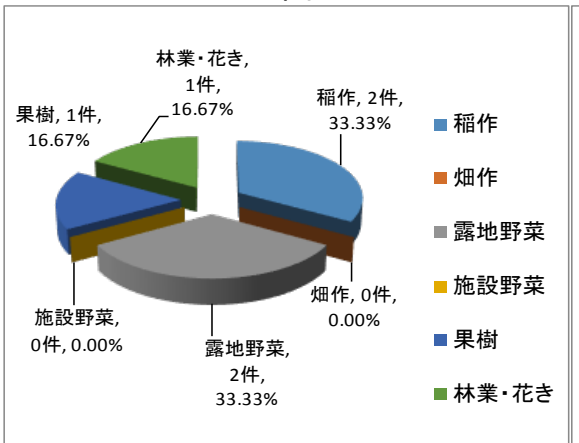
北海道



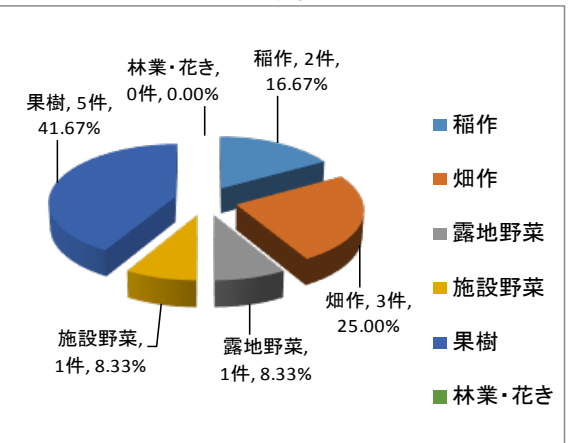
本州



四国



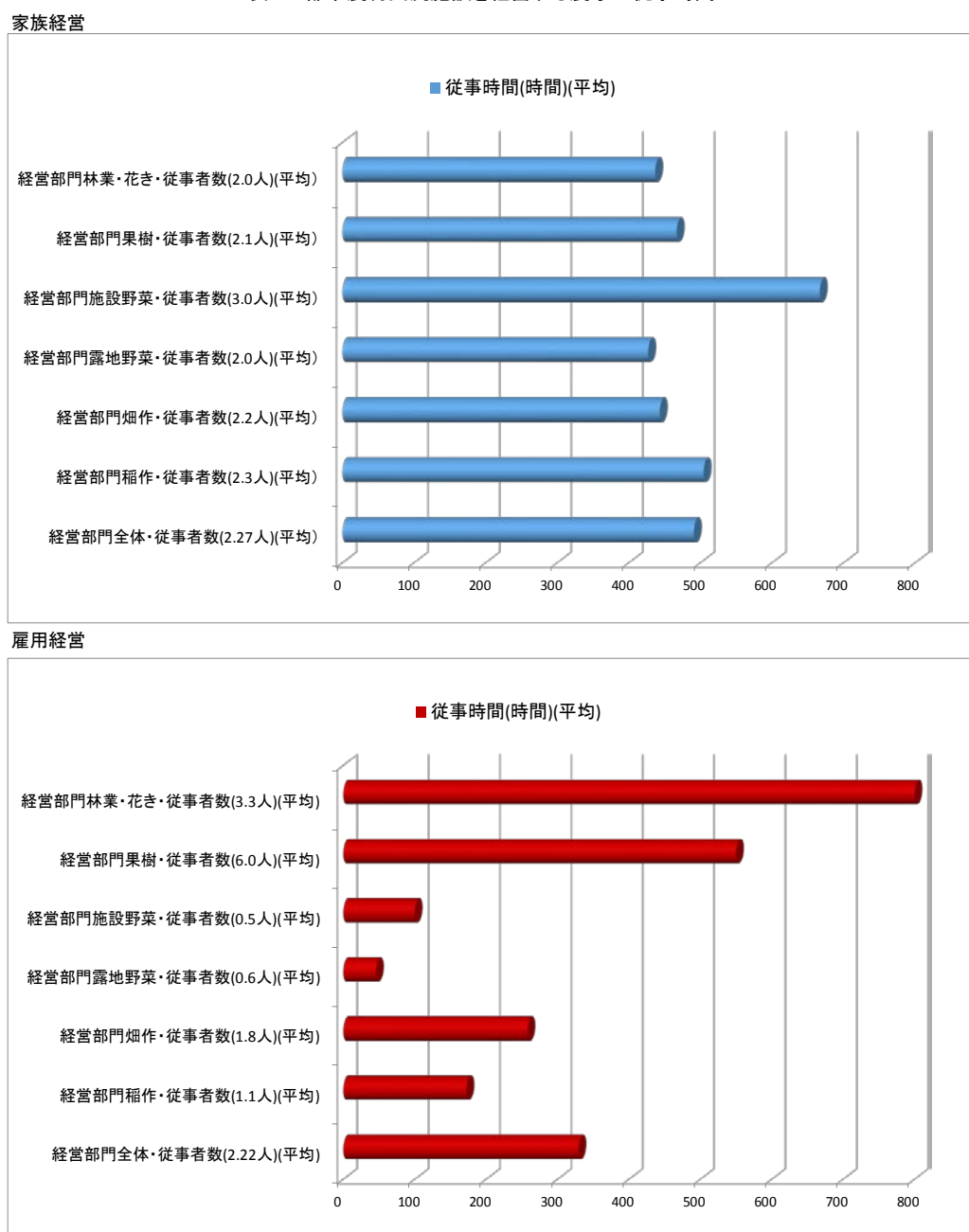
九州



(注1) 対象件数 北海道13軒+本州20軒+四国3軒+九州9軒=計45軒(農家)
 (出所) 農林水産省(2015)をもとに筆者作成。

都市農村交流施設を経営する農家の従事時間は、表 10 のとおり、「家族経営」の場合、全体平均で従業者数が2.27人であり、年間従事時間が全体平均で490.8時間となっている。特に「施設野菜」に多くの労務と時間が費やされており、従事者数が(3.0人)の場合、従事時間が(666.7時間)となっている。

表10 都市農村交流施設を経営する農家の従事時間



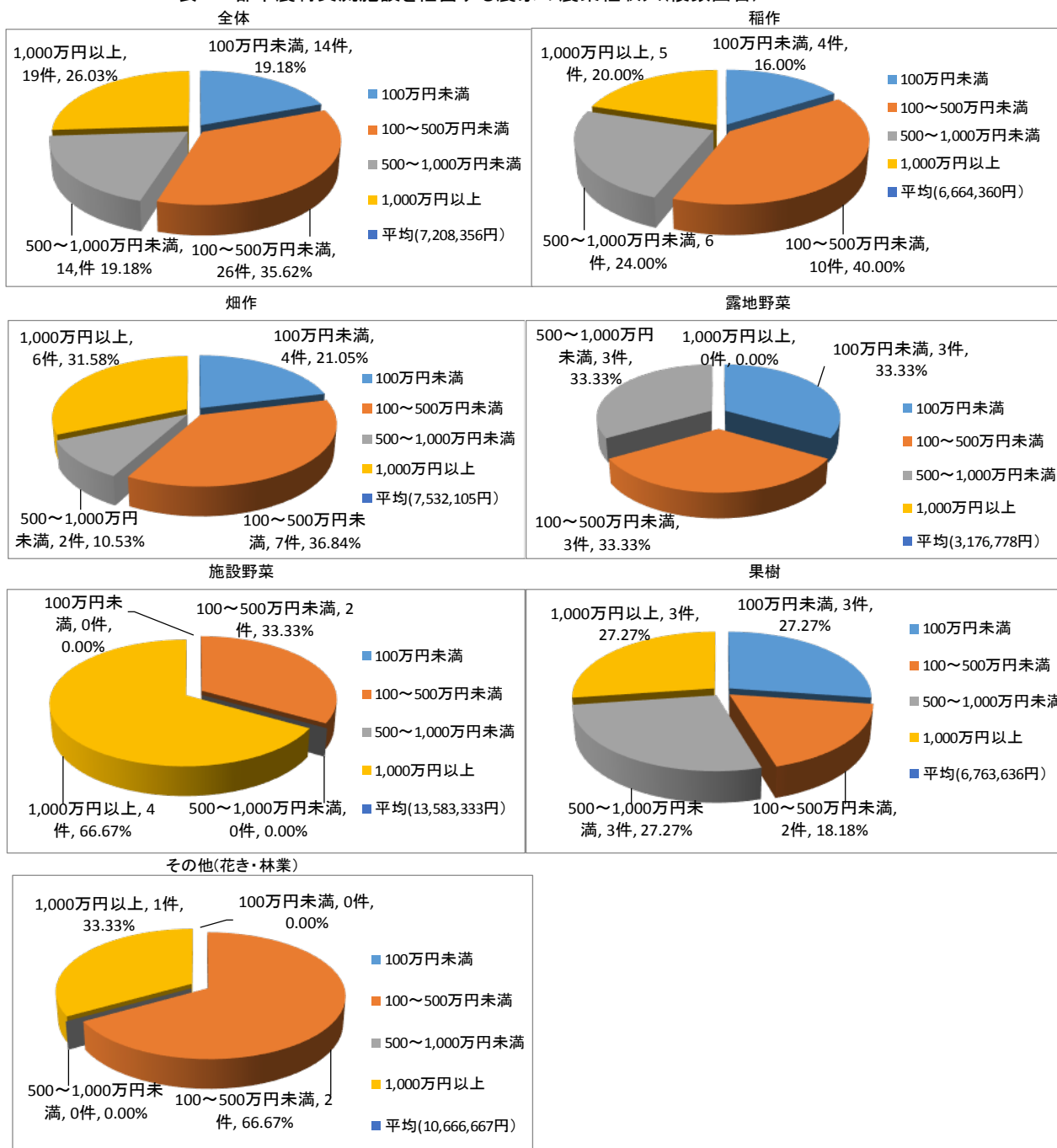
(出所) 農林水産省(2015)をもとに筆者作成。

「雇用経営」の場合、全体平均で従業者数が2.22人であり、年間従事時間が全体平均で329.4時間となっている。「家族経営」に比べて従事者人数も少なく、従事時間も短くなっている。その内訳をみると、「施設野菜」については、従事者数が(0.5人)の場合、従事時間が(100時間)となっている。

しかしながら、「果樹」については、多くの労務と時間が費やされており、従事者数が(6.0人)の場合、従事時間が(550時間)となっている。

都市農村交流施設を経営する農家の農業粗収入については、項目別にみると表11のとおり、金額的には「施設野菜」が一番多く、平均で13,583,333円(計6件)となっている。次に、「その他(花き・林業)」が平均で10,666,667円(計3件)となっている。

表11 都市農村交流施設を経営する農家の農業粗収入(複数回答)



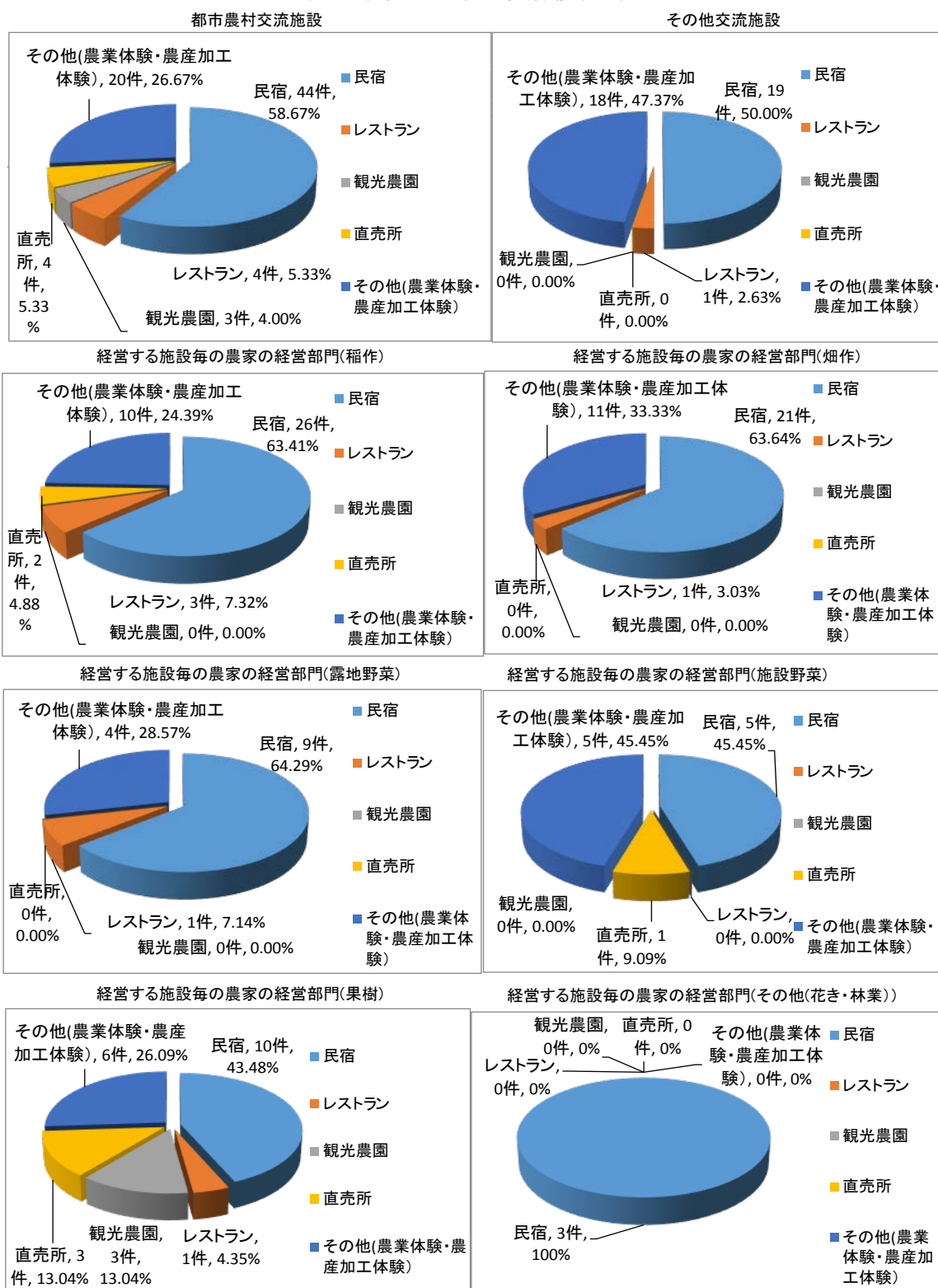
(注1) 全体平均(円)については、各項目の件数(計)に各項目の平均(円)を乗じたものを全て加算した後の合計金額(円)を合計件数(73件)で除したものである。

(出所) 農林水産省(2015)をもとに筆者作成。

農業粗収入の件数として多いのは、「稲作」の計 25 件(平均金額 6,664,360 円)であり、その内訳としては、100 万円～500 万円台が 10 件となっている。それに対して、「露地野菜」は、計 9 件あり、平均で 3,176,778 円となっており、農業粗収入が一番少なくなっている。

都市農村交流施設を経営する農家の施設については、表 12 のとおり、その種類については、「民宿」が一番多く 44 件となっている。経営する施設毎の農家の経営部門をみると、「民宿」では、多い順に「稲作」26 件、「畑作」21 件、「果樹」10 件となっている。

表12 経営する施設の種類(複数回答)



(出所) 農林水産省(2015)をもとに筆者作成。

また、都市農村交流施設を経営する農家の施設として、「その他(農業体験・農産加工体験)」は、20件となっている。経営する施設毎の農家の経営部門をみると、多い順に「稲作」10件、「畑作」11件、「果樹」6件となっている。全体的に経営する施設の種類としては、「民宿」が多く、次に、その他(農業体験・農産加工体験となっている。

(2) 都市農村交流施設およびその他交流施設における主業収支・副業収支の状況

都市農村交流施設およびその他農村交流施設を経営する農家の主業収支・副業収支の内訳については、表13のとおりである。

表13 都市農村交流施設およびその他農村交流施設を経営する農家の主業収支・副業収支の内訳(2014年7月～12月)

	全体	構成比率	都市農村交流施設	構成比率	その他交流施設	構成比率
対象件数	22件	-	18件	-	4件	18.18%
主業(農業)収入計①	1,761,490円	100.00%	1,660,645円	100.00%	100,845円	100.00%
農産物販売収入	1,381,903円	78.45%	1,311,938円	79.00%	69,965円	69.38%
その他事業収入	379,587円	21.55%	348,707円	21.00%	30,880円	30.62%
主業(農業)支出計②	1,180,453円	100.00%	1,120,643円	100.00%	59,810円	100.00%
人件費	82,209円	6.96%	82,209円	7.34%	0円	0.00%
生産資材	417,095円	35.33%	384,373円	34.30%	32,722円	54.71%
その他事業支出	681,149円	57.70%	654,061円	58.36%	27,088円	45.29%
主業(農業)収支計(①-②)	581,037円	-	540,002円	-	41,035円	-
	利益率 (((①-②)/①))	32.99%	利益率 (((①-②)/①))	32.52%	利益率 (((①-②)/①))	40.69%
副業(施設)収入計③	2,967,517円	100.00%	765,876円	100.00%	2,201,641円	100.00%
宿泊収入	1,326,557円	44.70%	525,032円	68.55%	801,525円	36.41%
体験料収入	164,997円	5.56%	56,809円	7.42%	108,188円	4.91%
観光農園収入	290円	0.01%	290円	0.04%	0円	0.00%
飲食代収入	1,135,212円	38.25%	17,144円	2.24%	1,118,068円	50.78%
販売収入	112,244円	3.78%	0円	0.00%	112,244円	5.10%
その他事業収入 (※講師謝礼金・保険金等)	228,217円	7.69%	166,601円	21.75%	61,616円	2.80%
副業(施設)支出計④	1,985,273円	100.00%	353,269円	100.00%	1,632,004円	100.00%
人件費	675,727円	34.04%	8,612円	2.44%	667,115円	40.88%
食材購入費	586,274円	29.53%	107,636円	30.47%	478,638円	29.33%
役務費	3,916円	0.20%	3,616円	1.02%	300円	0.02%
水道光熱費	199,369円	10.04%	64,824円	18.35%	134,545円	8.24%
備品・消耗品購入費	86,470円	4.36%	34,485円	9.76%	51,985円	3.19%
広告費	61,483円	3.10%	1,722円	0.49%	59,761円	3.66%
保険料	13,663円	0.69%	13,413円	3.80%	250円	0.02%
その他支出	358,371円	18.05%	118,961円	33.67%	239,410円	14.67%
副業(施設)収支計(③-④)	982,244円	-	412,607円	-	569,637円	-
	利益率 (((③-④)/③))	33.10%	利益率 (((③-④)/③))	53.87%	利益率 (((③-④)/③))	25.87%
主業(農業)副業(施設)収支合計 ⑤(①+③-②+④)	1,563,281円	-	952,609円	-	610,672円	-
	利益率 (⑤/(①+③))	33.06%	利益率 (⑤/(①+③))	39.26%	利益率 (⑤/(①+③))	26.52%

(注1) 2014年7月～12月の調査対象個所における主業(農業)および副業(施設)の収入支出の内訳である。
(出所) 農林水産省(2015)をもとに筆者作成。

主業(農業)収入については、都市農村交流施設およびその他交流施設の両方共「農産物販売収入」が大半を占めており、各々1,311,938円(構成比率79.00%)、69,965円(同69.38%)となっている。「その他事業収入」の内訳については、各種交付金・配当金・委託作業代であるが、各々348,707円(同21.00%)、30,880円(同30.62%)となっている。

また、主業(農業)支出をみると、「その他事業支出」が大半を占めており、各々654,061円(同58.36%)、27,088円(同45.29%)となっている。「生産資材」については、各々384,373円(同34.30%)、32,722円(同54.71%)となっている。

主業(農業)収支計をみると、その他交流施設では、農家が主業として従事していないことから主業(農業)支出としての「人件費」の計上がないため、主業(農業)支出が少なく、利益率が40.69%となっている。それに対して、都市農村交流施設は、主業(農業)支出としての「人件費」の計上があるため、利益率が32.52%となり、その他交流施設よりも下回っている。

さらに、副業(施設)収入をみると、都市農村交流施設が765,876円であり、その他農村交流施設が2,201,641円となっており、都市農村交流施設の方が少ないことが判る。

その内訳についてみると、「宿泊収入」については、都市農村交流施設が525,032円(同68.55%)、その他農村交流施設が801,525円(同36.41%)となっており、金額的には、都市農村交流施設の方がその他農村交流施設よりも低いにも拘らず、同率が高いことを示している。「飲食代収入」については、都市農村交流施設が17,144円(同2.24%)となっているのに対して、その他農村交流施設については、1,118,068円(同50.78%)となっており同率が高いことを示している。「その他事業収入」については、講師謝礼金・保険金等が含まれており、都市農村交流施設については、農作業体験教室等を各種教室として開催していることから、講師謝礼金等の収入もあり、166,601円(同21.75%)となっているのに対して、その他農村交流施設については、61,616円(同2.80%)しか収入がない。

他方、副業(施設)支出をみると、都市農村交流施設が353,269円であり、その他農村交流施設が1,632,004円となっており、都市農村交流施設の方が少ないことが判る。その内訳についてみると、「人件費」については、都市農村交流施設が8,612円(同2.44%)、その他農村交流施設が667,115円(同40.88%)となっており、都市農村交流施設の方が金額的に少なく、同率も低いことを示している。

その他農村交流施設については、従業員を雇い賃金として支払いをしており、都市農村交流施設の場合、農家の家族に対する賃金をカウントしないことが多いことから、この場合においてもほとんど「人件費」を無視しているといえる。また、「食材購入費」については、都市農村交流施設が107,636円(同30.47%)、その他農村交流施設が478,638円(同29.33%)となっており、両者とも、同率においては、ほとんど同じであることを示している。さらに、「その他支出」については、都市農村交流施設が118,961円(同33.67%)、その他農村交流施設が239,410円(同14.67%)となっており、都市農村交流施設の方が金額的には少ないものの、同率については、高いことを示している。

副業(施設)収支計の利益率をみると、都市農村交流施設が53.87%、その他農村交流施設が25.87%となっており、都市農村交流施設の方が上回っている。

そして、主業(農業)副業(施設)収支合計の利益率をみると、都市農村交流施設が39.26%、その他農村交流施設が26.52%となっており、都市農村交流施設の方が上回っている。

第3節 「これからの観光を考えよう」「ひがしまつしまじかん」における「アグリツーリズム」に係るアンケート結果

東松島市産業部商工観光課主催「これからの観光を考えよう」「ひがしまつしまじかん」(以下、「ひがしまつしまじかん」という。)における「アグリツーリズム」に係るアンケート結果である表14について分析してみる(写真5・6・7・8・9・10参照)。

表14 東松島市産業部商工観光課主催「これからの観光を考えよう」「ひがしまつしまじかん」における「アグリツーリズム」に係るアンケート結果

		合計	構成比率
①性別?	男	28人	63.64%
	女	16人	36.36%
②年齢層?	□60歳以上	12人	27.27%
	□60歳未満～50歳以上	3人	6.82%
	□50歳未満～40歳以上	10人	22.73%
	□40歳未満～30歳以上	9人	20.45%
	□30歳未満～20歳以上	6人	13.64%
	□20歳未満	4人	9.09%
③現在、「アグリツーリズム」などの農村観光にとりまわっていますか?	はい	10人	22.73%
	いいえ	34人	77.27%
④「アグリツーリズム」の体験型・学習型の様々なプログラムに「お客さま」として参加するとしたらどのようなプログラムを選びますか?	□森林散策体験	21人	22.11%
	□農産物収穫(食事付)体験	18人	18.95%
	□牧場(食事付)体験	15人	15.79%
	□地元食品手作り体験	11人	11.58%
	□各種クラフト製作(木工・石鹸・ロウソク・和紙等)(土産付)体験	16人	16.84%
	□海産物手作り(土産付)体験	8人	8.42%
	□その他()	6人	6.32%
⑤参加料金は、いくらかが妥当かと思えますか?	□不明	6人	13.64%
	□5,000円以上	6人	13.64%
	□4,000円以上～5,000円未満	8人	18.18%
	□3,000円以上～4,000円未満	7人	15.91%
	□2,000円以上～3,000円未満	10人	22.73%
	□1,000円以上～2,000円未満	7人	15.91%
	□1,000円未満～無料	0人	0.00%
⑥「アグリツーリズム」のマネジメント能力を高めるために人材育成を図るために、どのようなタイプの学習の場が必要だと思いますか?	□「アグリツーリズム」農村塾	16人	23.19%
	□高校・専修学校での「アグリツーリズム」学科	8人	11.59%
	□地域学塾	22人	31.88%
	□外部ツーリズム講演会	7人	10.14%
	□DMO組織	6人	8.70%
	□その他()	10人	14.49%
⑦古民家リノベーションをした農家民泊が注目されています。地元の農産物や食材を提供した本物志向の古民家リノベーションをした農家民泊に宿泊するとしたら1泊あたりの宿泊料金(朝食・夕食の2食付)は、いくらかが妥当か?	□不明	5人	11.36%
	□30,000円以上	1人	2.27%
	□20,000円以上～30,000円未満	0人	0.00%
	□10,000円以上～20,000円未満	19人	43.18%
	□5,000円以上～10,000円未満	17人	38.64%
	□5,000円未満	2人	4.55%
⑧上記宿泊施設の経営者だとしたら、1泊あたりの宿泊料金(朝食・夕食の2食付)をいくらかに設定すれば、安定して経営上の利益を確保できると思えますか?	□不明	5人	11.36%
	□30,000円以上	1人	2.27%
	□20,000円以上～30,000円未満	7人	15.91%
	□10,000円以上～20,000円未満	13人	29.55%
	□5,000円以上～10,000円未満	17人	38.64%
	□5,000円未満	1人	2.27%

(注1)この場合の「アグリツーリズム」とは、既存の「アグリツーリズム」のことを意味する。

(出所)2017年10月21日、宮城県東松島市にて開催された「これからの観光を考えよう」「ひがしまつしまじかん」の参加者に対して実施したアンケート結果をもとに筆者作成。

写真5. 東松島市観光フォーラム「ひがしまつしまじかん」



(出所) 筆者撮影。

写真6. 東松島市観光フォーラム「ひがしまつしまじかん」



(出所) 筆者撮影。

写真7. 東松島市観光フォーラム「ひがしまつしまじかん」



(出所) 筆者撮影。

写真8. 東松島市観光フォーラム「ひがしまつしまじかん」



(出所) 筆者撮影。

写真9. 東松島市観光フォーラム「ひがしまつしまじかん」



(出所) 筆者撮影。

写真10 東松島市観光フォーラム「ひがしまつしまじかん」



(出所) 筆者撮影。

- ①参加者は、観光業に関心がある人が多くを占めている。男性の数が多。
- ②参加者の年齢層をみると、60歳以上が全体の27.27%と高く、40歳以上の参加者の同率が全体の56.82%を占めている。「アグリツーリズム経営」に関心があるのは、男性で年齢的に40歳以上が多く、女性や20歳代の若い方が少ないことが判る。
- ③実際に「アグリツーリズム」に取り組んでいる参加者が全体の22.73%となっている。その他の77.27%の参加者は、実際に「アグリツーリズム」に携わっていないものの、関心は高いと思われる。

④参加してみたい「アグリツーリズムの体験型・学習型のプログラム」については、森林散策体験が全体の 22.11%を占めており、次に農産物収穫(食事付)体験の 18.95%となっている。続いて牧場(食事付)体験が 15.79%、地元食品手作り体験が 11.58%となっていることから、食事付の体験プログラムの参加希望については、54.74%となっており、そこでしか味わえない食事についての関心が高いことが判る。その他、各種クラフト製作(木工・石鹸・ロウソク・和紙等)(土産付)体験については、16.84%となっている。

しかしながら、その参加料金については、全体的に「2,000円以上～5,000円」未満の価格帯が全体の 56.82%を占めており、あまり高い料金設定ではないことから、プログラム提供者にとっては、あまり高い収益をあげることができないことが判る。

⑤「アグリツーリズムの体験型・学習型のプログラム」の参加料金については、「2,000円以上～3,000円」未満が全体の 22.73%を占めており、次いで「4,000円以上～5,000円」未満が全体の 18.18%を占めている。高価格帯の「5,000円」以上も全体の 13.64%を占めている。全体的に「2,000円以上～5,000円」未満の価格帯が全体の 56.82%を占めている。

⑥マネジメント能力を高めるために人材育成を図るための学習の場の種類については、地域学塾が全体の 31.86%を占めており、次いで「アグリツーリズム農村塾」が全体の 23.19%を占めており、高校・専修学校等での「アグリツーリズム学科」が全体の 11.59%を占めており、外部ツーリズム講演会が全体の 10.14%を占めている。DMO 組織については、全体の 8.70%しか占めていないことが判る。マネジメント能力を高めるために人材育成を図るための学習の場としては、地域学塾のようなところが期待されていることが判る。

⑦地元の農産物や食材を提供した本物志向の古民家リノベーションをした「農家民泊」に宿泊するとしたら 1泊あたりの宿泊料金(朝食・夕食の 2食付)の妥当性については、「10,000円以上～20,000円」未満が全体の 43.18%を占めており、「5,000円以上～10,000円」未満が全体の 38.64%を占めている。利用者の価値観としては、「10,000円」を境に価値観が二つに分かれているようである。

⑧上記宿泊施設の経営者だとしたら、1泊あたりの宿泊料金(朝食・夕食の 2食付)をいくらくらいに設定すれば、安定して経営上の利益確保)の妥当性については、「10,000円以上～20,000円」未満が全体の 29.55%を占めており、「5,000円以上～10,000円」未満が全体の 38.64%を占めている。「20,000円以上～30,000円」未満については、全体の 15.91%を占めている。この場合、経営の安定を図るためには、最低でも「10,000円」以上の料金を設定するとする考えが全体の 47.73%を占めていることが判る。

先述した表 3 では(別頁参照)、都市農村交流施設およびその他交流施設の宿泊料金として 1泊 2食の場合、都市農村交流施設が 6,544円(体験料はなし)、その他交流施設が 6,700円となっている。「アグリツーリズム」を経営する際には、1泊 2食の場合、理想として経営を安定化させるために最低でも「10,000円」以上の料金を設定することが望まれるが、実際には、その金額よりも大きく下回っている。

一般的に、都市農村交流施設では、教育旅行を主体にしている施設が多く³、体験と 1泊 2食(または 3食)をセットにしている場合も多い。先述した表 10 では(別頁参照)、都市農村交流施設を経営する農家の従事時間を示しているが、「アグリツーリズム経営」以外にも主たる農業経営を抱えており、その分、都市農村交流施設の経営者およびその家族に対する労働負担が重くなっているようである。よって、教育旅行を主体にしたアグリツーリズムの経営については、労働量が多いにも拘らずあまり収益性の高いものにはなっていないことが判る。

3 (大江 2003) および (大江 2017) 参照。

第4節 「アグリツーリズム」における事業種別経営体数の推移

「アグリツーリズム」における事業種別経営体数の推移については、表15のとおりである（別頁参照）。

1994年に「アグリツーリズム」を推進し、ゆとりある国民生活の実現と農山漁村地域の活性化を図ることを目的として、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（以下、「農山漁村余暇法」という。）が制定されている。その後、2005年6月に「農林漁業体験民宿業者」の登録制度の一層の活用を図ること等を目的として、農山漁村余暇法が改正されたことから、2010年における「貸農園・体験農園」、「観光農園」、「農家民宿」、「農家レストラン」の経営体数については、全国的に増加している。

東北圏（計）については、「貸農園・体験農園」が856経営体（前回は伸率45.33%）、「観光農園」が1,128経営体（前回は伸率18.74%）、「農家民宿」が557経営体（前回は伸率21.09%）、「農家レストラン」が267経営体（前回は伸率38.34%）となっており、全ての経営体数が2005年と比べて増加している。

しかしながら、東日本大震災後の2015年における「貸農園・体験農園」、「観光農園」、「農家民宿」等の経営体数については、全国的に減少している。東北圏（計）については、「貸農園・体験農園」が501経営体（前回は伸率▲41.47%）、「観光農園」が812経営体（前回は伸率▲28.01%）、「農家民宿」が417経営体（前回は伸率▲25.14%）、「農家レストラン」が251経営体（前回は伸率▲5.99%）となっており、東北圏（計）の全ての経営体数が2010年と比べて減少している。

こうした背景にあるのは、「アグリツーリズム市場」の競争激化に伴う収益の低下や経営体の人員の高齢化に伴う人材不足等も、その要因としてあげられる。実際には、「貸農園・体験農園」、「観光農園」、「農家民宿」等の経営体については、維持管理やサービス提供のために家族総出で対応している場合も多くみられる⁴。そのため、収益構造自体があまり儲かる仕組みとはなっておらず、「貸農園・体験農園」、「観光農園」、「農家民宿」等の経営体を疲弊させている。それでも、「農家レストラン」の経営体数については、全国的に1,304経営体（前回は伸率4.49%）となっている。「農家レストラン」の経営体数が近年増えている背景には⁵、産地偽造問題等の発生により「食の安全」に対する関心が高まり、若者や女性を中心に農産物加工や直売等による起業志向が高まっている中で、「食の革命」を「農家レストラン」の形で具現化されることが国内外でも着目されているからだともいえる⁶。

4 （大江2003）および（大江2017）参照。

5 農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室（2015）参照。全国的に農家レストランの経営体数が関東や西日本を中心に増えている。「農家レストラン」とは、「農家」（農業、酪農業、漁業を含む）が「自家生産したもの」、「密接に連携する農家が生産したもの、または地域で生産されたもの」を「飲食店」という形態で調理・提供し、かつその地域で運営される施設のことをいう。「アグリツーリズム」においては、「地産地消」、「食育」等の分野でも着目を集めている。「農家レストラン」の「経営者」は、「農業を営む者が食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき、都道府県知事の許可を得て、不特定の者に、使用割合の多少に拘らず自ら生産した『農産物』や『地域の食材』を用いた料理を提供し代金を得ているもの」とされている。一般的には、「農家によって直接経営され、若しくは農家との密な連携の中で経営されるレストラン」が「農家レストラン」を名乗ることが多い。レストランではなく、よりカジュアルなカフェ形式の「農家カフェ」、「農村カフェ」、「農民カフェ」等も多くの支持を集めている。これらは、安価に新鮮な農産物を食べられ、生産者との交流もできることから人気を博している。

6 2017年4月27日、仙台市若林区荒井にある「もろやファーム キッチン」より聞き取り。全国的に女性が主体となって運営されている「農家レストラン」が多い。

表15 「アグリツーリズム」における事業種類別経営体数累計一覧表

全国農業地域 ・都道府県	2005年(単位：経営体数)				2010年(単位：経営体数)								2015年(単位：経営体数)							
	貸農園・体験農園	観光農園	農家民宿	農家レストラン	貸農園・体験農園	前回比伸率(%)	観光農園	前回比伸率(%)	農家民宿	前回比伸率(%)	農家レストラン	前回比伸率(%)	貸農園・体験農園	前回比伸率(%)	観光農園	前回比伸率(%)	農家民宿	前回比伸率(%)	農家レストラン	前回比伸率(%)
全国(都道府県)	4,023	7,579	1,492	826	5,840	45.17%	8,768	15.69%	2,006	34.45%	1,248	51.09%	3,723	-36.25%	6,597	-24.76%	1,750	-12.76%	1,304	4.49%
北海道	280	328	57	79	465	66.07%	405	23.48%	255	347.37%	116	46.84%	296	-36.34%	291	-28.15%	219	-14.12%	140	20.69%
青森	76	120	45	5	98	28.95%	181	50.83%	182	304.44%	13	160.00%	48	-51.02%	126	-30.39%	110	-39.56%	12	-7.69%
岩手	93	57	47	16	123	32.26%	74	29.83%	65	38.30%	43	168.75%	92	-25.20%	62	-16.22%	55	-15.39%	41	-4.65%
宮城	79	75	12	36	133	68.35%	78	4.00%	11	-8.33%	46	27.78%	76	-42.86%	49	-37.18%	9	-18.18%	39	-15.22%
秋田	55	64	15	13	81	47.27%	75	17.19%	32	113.33%	26	100.00%	48	-40.74%	56	-25.33%	30	-6.25%	23	-11.54%
山形	114	349	21	31	123	7.90%	394	12.89%	32	52.38%	50	61.29%	68	-44.72%	279	-29.19%	31	-3.13%	47	-6.00%
福島	108	174	84	59	161	49.07%	202	16.09%	117	39.29%	59	0.00%	92	-42.86%	131	-35.15%	121	3.42%	56	-5.09%
新潟	64	111	236	33	137	114.06%	124	11.71%	118	-50.00%	30	-9.09%	77	-43.80%	109	-12.10%	61	-48.31%	33	10.00%
東北圏 (東北地方6県 +新潟県)(計)	589	950	460	193	856	45.33%	1,128	18.74%	557	21.09%	267	38.34%	501	-41.47%	812	-28.01%	417	-25.14%	251	-5.99%
栃木	60	233	7	23	117	95.00%	263	12.88%	8	14.29%	43	86.96%	57	-51.28%	222	-15.59%	16	100.00%	33	-23.26%
群馬	72	427	47	15	82	13.89%	487	14.05%	34	-27.66%	23	53.33%	45	-45.12%	342	-29.77%	35	2.94%	39	69.57%
埼玉	207	306	5	22	319	54.11%	344	12.42%	3	-40.00%	30	36.36%	201	-36.99%	281	-18.31%	3	0.00%	32	6.67%
千葉	179	443	26	22	261	45.81%	475	7.22%	24	-7.69%	28	27.27%	192	-26.44%	363	-23.58%	17	-29.17%	32	14.29%
東京	185	125	4	8	235	27.03%	184	47.20%	9	125.00%	11	37.50%	161	-31.49%	148	-19.57%	2	-77.78%	13	18.18%
神奈川	188	318	7	10	301	60.11%	373	17.30%	3	-57.14%	13	30.00%	213	-29.24%	264	-29.22%	2	-33.33%	22	69.23%
富山	27	14	10	16	39	44.44%	22	57.14%	11	10.00%	9	-43.75%	21	-46.15%	22	0.00%	13	18.18%	19	111.11%
山梨	61	789	28	16	65	6.56%	817	3.55%	16	-42.86%	20	25.00%	69	6.15%	643	-21.30%	12	-25.00%	24	20.00%
長野	288	600	349	51	363	26.04%	811	35.17%	330	-5.44%	79	54.90%	210	-42.15%	592	-27.00%	242	-26.67%	77	-2.53%
静岡	124	262	35	24	175	41.13%	268	2.29%	16	-54.29%	24	0.00%	132	-24.57%	218	-18.66%	11	-31.25%	34	41.67%
滋賀	58	65	22	8	90	55.17%	93	43.08%	16	-27.27%	12	50.00%	66	-26.67%	78	-16.13%	35	118.75%	13	8.33%
京都	112	95	14	15	159	41.96%	110	15.79%	12	-14.29%	22	46.67%	104	-34.59%	87	-20.91%	12	0.00%	29	31.82%
和歌山	36	90	5	3	56	55.56%	116	28.89%	32	540.00%	9	200.00%	39	-30.36%	79	-31.90%	32	0.00%	11	22.22%
鳥取	28	81	8	11	34	21.43%	96	18.52%	10	25.00%	11	0.00%	16	-52.94%	72	-25.00%	7	-30.00%	14	27.27%
島根	46	51	11	11	60	30.44%	71	39.22%	19	72.73%	21	90.91%	33	-45.00%	57	-19.72%	25	31.58%	19	-9.52%
岡山	55	87	8	9	77	40.00%	91	4.60%	17	112.50%	20	122.22%	51	-33.77%	78	-14.29%	12	-29.41%	21	5.00%
広島	51	139	14	13	73	43.14%	119	-14.39%	17	21.43%	24	84.62%	52	-28.77%	94	-21.01%	24	41.18%	28	16.67%
山口	48	159	1	2	70	45.83%	171	7.55%	9	800.00%	13	550.00%	34	-51.43%	116	-32.16%	7	-22.22%	16	23.08%
徳島	21	39	3	5	47	123.81%	44	12.82%	10	233.33%	10	100.00%	25	-46.81%	33	-25.00%	18	80.00%	12	20.00%
高知	21	24	4	5	19	-9.52%	26	8.33%	17	325.00%	19	280.00%	14	-26.32%	15	-42.31%	24	41.18%	14	-26.32%
福岡	106	262	6	30	140	32.08%	288	9.92%	11	83.33%	36	20.00%	154	10.00%	294	2.08%	11	0.00%	39	8.33%
長崎	45	47	11	11	63	40.00%	67	42.55%	45	309.09%	11	0.00%	22	-65.08%	36	-46.27%	85	88.89%	10	-9.09%
熊本	74	107	16	36	112	51.35%	115	7.48%	36	125.00%	51	41.67%	66	-41.07%	90	-21.74%	39	8.33%	43	-15.69%
大分	39	77	50	15	74	89.74%	100	29.87%	117	134.00%	24	60.00%	31	-58.11%	65	-35.00%	85	-27.35%	28	16.67%
宮崎	32	57	15	12	58	81.25%	81	42.11%	42	180.00%	22	83.33%	43	-25.86%	65	-19.75%	52	23.81%	26	18.18%
鹿児島	36	159	17	12	69	91.67%	171	7.55%	44	158.82%	28	133.33%	44	-36.23%	108	-36.84%	76	72.73%	31	10.71%
沖縄	30	28	18	12	56	86.67%	38	35.71%	28	55.56%	20	66.67%	34	-39.29%	32	-15.79%	62	121.43%	17	-15.00%

(出所) 農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室(2015)をもとに筆者作成。

第5節 従業者数(4区分)及び宿泊目的割合(2区分)からみた都道府県別の宿泊者数の傾向について

(1) 従業者数(4区分)および宿泊目的割合(2区分)

国土交通省の「宿泊旅行統計調査報告」によると⁷、表16のとおり(別頁参照)、各都道府県別に「ホテル」・「旅館」等の宿泊施設の従業者数により、従業者数(4区分)(Aタイプ：従業者数① 0～9人、Bタイプ：従業者数② 10～29人、Cタイプ：従業者数③ 30～99人、Dタイプ：従業者数④ 100人以上)に分けている(別頁参照)。

これは、宿泊施設の規模を示している。そして、各都道府県別に宿泊施設の規模に応じた宿泊者数の傾向が判る。

また、各々従業者数(4区分)毎に、観光目的の宿泊者「50%以上」(※観光に主眼を置いている。)、若しくは、観光目的の宿泊者「50%未満」(※ビジネス他に主眼を置いている。)の2つの区分に分けることで、各都道府県別に宿泊施設の規模に応じた宿泊者の主たる宿泊目的が観光若しくはビジネスのどちらなのかについての傾向が判る⁸。

2016年の1年間では、47都道府県の総宿泊者数は、4億9,221万人となっている。一番多いのが東京都で5,741万人(全体構成比率11.66%)となっており、次いで北海道の3,355万人(同6.82%)、大阪府の3,101万人(同6.30%)となっている。東北圏で一番多いのは、新潟県の1,020万人(同2.07%)であり、次いで福島県の1,019万人(同2.07%)となっている。東北圏の合計は、5,025万人(同10.21%)となっており、東京都をやや下回る数値となっている。

さらに、従業者数(4区分)の中で従業者数が一番少ないAタイプと従業者数が一番多いDタイプの2つのタイプにおける都道府県毎の宿泊施設の規模に応じた宿泊者数の傾向については、次のとおりである。

(2) Aタイプ(従業者数：0～9人)

Aタイプについては、従業者数からみた「アグリツーリズム」等の小規模経営による「農家民宿」、一般民宿、「旅館」、「ホテル」等に宿泊した人数と観光目的の割合について50%を基準にして区分している。

2016年の1年間では、Aタイプにおける47都道府県の総宿泊者数が7,578万人となっている。一番多いのが東京都で563万人となっており、次いで長野県の479万人となっている。東北圏においてAタイプで一番多いのは、福島県の204万人であり、新潟県は、274万人となっている。東北圏の合計では、1,051万人となっている。

着目すべき点としては、Aタイプの宿泊者数計において観光目的の宿泊者「50%以上」および観光目的の宿泊者「50%未満」による宿泊目的割合(2区分)別構成比率をみると北海道と東北圏については、次のとおりとなっている。

北海道においては、観光目的の宿泊者「50%以上」が148万人であり、宿泊目的割合(2区分)別構成比率33.63%となり、観光目的の宿泊者「50%未満」が293万人であり、宿泊目的割合(2区分)別構成比率66.37%となっている。

7 (国土交通省 2017) 参照。

8 ひょうご経済研究所、<http://www.heri.or.jp/hyokei/hyokei104/104tyosa.htm>(March 29, 2018)参照。宿泊者による宿泊目的割合を「観光目的の宿泊者が50%以上」、「観光目的の宿泊者が50%未満」の2区分で示している。例えば、ある宿泊施設の宿泊者のうち観光目的が60%、ビジネス目的が40%だった場合、その宿泊施設の宿泊者数はすべて「観光目的の宿泊者が50%以上」に計上される。この場合、比率に応じて宿泊客数を按分していない。一方、観光目的が40%、ビジネス目的が60%なら、全て「観光目的の宿泊者が50%未満」に計上される。

青森県においては、観光目的の宿泊者「50%以上」が26万人であり、宿舎目的割合(2区分)別構成比率18.64%となり、観光目的の宿泊者「50%未満」が116万人であり、宿舎目的割合(2区分)別構成比率81.36%となっている。

岩手県においては、観光目的の宿泊者「50%以上」が34万人であり、宿舎目的割合(2区分)別構成比率32.41%となり、観光目的の宿泊者「50%未満」が71万人であり、宿舎目的割合(2区分)別構成比率67.59%となっている。

宮城県においては、観光目的の宿泊者「50%以上」が31万人であり、宿舎目的割合(2区分)別構成比率23.99%となり、観光目的の宿泊者「50%未満」が99万人であり、宿舎目的割合(2区分)別構成比率76.01%となっている。

秋田県においては、観光目的の宿泊者「50%以上」が15万人であり、宿舎目的割合(2区分)別構成比率27.64%となり、観光目的の宿泊者「50%未満」が40万人であり、宿舎目的割合(2区分)別構成比率72.36%となっている。

山形県においては、観光目的の宿泊者「50%以上」が54万人であり、宿舎目的割合(2区分)別構成比率40.47%となり、観光目的の宿泊者「50%未満」が79万人であり、宿舎目的割合(2区分)別構成比率59.53%となっている。

福島県においては、観光目的の宿泊者「50%以上」が74万人であり、宿舎目的割合(2区分)別構成比率36.16%となっている。観光目的の宿泊者「50%未満」が130万人であり、宿舎目的割合(2区分)別構成比率63.84%となっている。

新潟県においては、観光目的の宿泊者「50%以上」が146万人であり、宿舎目的割合(2区分)別構成比率53.46%となり、観光目的の宿泊者「50%未満」が127万人であり、宿舎目的割合(2区分)別構成比率46.54%となっている。

東北圏(計)においては、観光目的の宿泊者「50%以上」が383万人であり、宿舎目的割合(2区分)別構成比率36.48%となり、観光目的の宿泊者「50%未満」が667万人であり、宿舎目的割合(2区分)別構成比率63.52%となっている。

北海道と東北地方6県では、全て観光目的の宿泊者「50%未満」の宿泊者数が観光目的の宿泊者「50%以上」の宿泊者数を上回っている。

しかしながら、新潟県のみが、その逆であり、観光目的の宿泊者「50%以上」の宿泊者数が観光目的の宿泊者「50%未満」の宿泊者数を上回っている。その理由としては、次の点が考えられる。

新潟県に隣接している関東甲信越の長野県と山梨県についてみると、長野県においては、観光目的の宿泊者「50%以上」が381万人であり、宿舎目的割合(2区分)別構成比率79.43%となり、観光目的の宿泊者「50%未満」が98万人であり、宿舎目的割合(2区分)別構成比率20.57%となっている。山梨県においては、観光目的の宿泊者「50%以上」が189万人であり、宿舎目的割合(2区分)別構成比率75.78%となり、観光目的の宿泊者「50%未満」が60万人であり、宿舎目的割合(2区分)別構成比率24.22%となっている。

この場合、長野県と山梨県は、観光目的の宿泊者「50%以上」の宿泊者数が観光目的の宿泊者「50%未満」の宿泊者数を上回っている。これらの3県(新潟県・長野県・山梨県)については、小規模の「農家民宿」等を中心に「アグリツーリズム」を積極的に展開しており、集客を計り観光客の宿泊増加に努めている⁹。

9 NHK, <http://www6.nhk.or.jp/cooljapan/> (March 13, 2018)参照。新潟県・長野県・山梨県では、伝統技術や自然環境をうまく活用した体験プログラムの実施、地元食材を使った料理の提供等、首都圏に住む日本人や外国人を対象に集客に努めている。この地域だけでのみ「食べられる」、「みられる」、「体験できる」等といった「一点主義」による取り組みが多い。

表16 従業者数(4区分)および宿泊目的割合(2区分)別延べ宿泊者数一覧表(人泊)

各都道府県	従業者数(4区分)、宿泊目的割合(2区分)																				内外国人延べ宿泊者数							
	①+②+③+④ 合計	全体 構成 比率 (%)	Aタイプ：従業者数① 0~9人				Bタイプ：従業者数② 10~29人				Cタイプ：従業者数③ 30~99人				Dタイプ：従業者数④ 100人以上				内計	全体 構成 比率 (%)	宿泊目的割合(2区分)							
			計①	宿泊目的割合(2区分)		計②	宿泊目的割合(2区分)		計③	宿泊目的割合(2区分)		計④	宿泊目的割合(2区分)		計⑤	宿泊目的割合(2区分)												
				観光目的 の 宿泊者が 50%以上	区内内 構成 比率 (%)		観光目的 の 宿泊者が 50%未満	区内内 構成 比率 (%)		観光目的 の 宿泊者が 50%以上	区内内 構成 比率 (%)		観光目的 の 宿泊者が 50%未満	区内内 構成 比率 (%)		観光目的 の 宿泊者が 50%以上	区内内 構成 比率 (%)	観光目的 の 宿泊者が 50%未満			区内内 構成 比率 (%)							
(47都道府県) 2016年 年間計	492,211,110	100.00%	75,780,880	36,978,830	48.80%	38,802,050	51.20%	140,176,800	43,954,030	31.36%	96,222,770	68.64%	151,273,880	77,618,210	51.31%	73,655,670	48.69%	124,979,550	88,851,940	71.09%	36,127,610	28.91%	69,380,050	100.00%	41,070,390	59.20%	28,309,660	40.80%
北海道	33,553,930	6.82%	4,428,480	1,489,160	33.63%	2,939,320	66.37%	7,386,530	2,688,410	36.40%	4,698,120	63.60%	10,510,560	6,169,520	58.70%	4,341,040	41.30%	11,228,360	9,935,750	88.49%	1,292,610	11.51%	6,554,220	9.45%	5,335,110	81.40%	1,219,110	18.60%
青森県	5,006,430	1.02%	1,435,340	267,550	18.64%	1,167,790	81.36%	1,573,260	336,260	21.37%	1,237,000	78.63%	1,425,130	624,130	43.79%	801,000	56.21%	572,700	461,170	80.53%	111,530	19.47%	160,180	0.23%	89,290	55.74%	70,890	44.26%
岩手県	6,241,440	1.27%	1,060,680	343,780	32.41%	716,900	67.59%	1,834,240	324,030	17.67%	1,510,210	82.33%	2,602,010	1,503,070	57.77%	1,098,940	42.23%	744,510	669,060	89.87%	75,450	10.13%	132,030	0.19%	89,230	67.65%	42,800	32.42%
宮城県	9,765,080	1.98%	1,313,520	315,150	23.99%	998,370	76.01%	2,986,510	480,400	16.09%	2,506,110	83.91%	3,659,400	1,322,390	36.14%	2,337,010	63.86%	1,805,650	1,414,650	78.35%	391,000	21.65%	199,280	0.28%	63,500	31.86%	135,780	68.14%
秋田県	3,399,790	0.69%	566,140	156,470	27.64%	409,670	72.36%	1,342,090	478,770	35.67%	863,320	64.33%	1,227,310	580,980	47.34%	646,330	52.66%	264,250	101,770	38.51%	162,480	61.49%	66,900	0.10%	34,460	51.51%	32,440	48.49%
山形県	5,443,290	1.11%	1,340,950	542,720	40.47%	798,230	59.53%	1,536,820	816,330	53.12%	720,490	46.88%	1,895,990	982,000	51.79%	913,990	48.21%	669,530	404,910	60.48%	264,620	39.52%	88,200	0.13%	58,630	66.47%	29,570	33.53%
福島県	10,197,830	2.07%	2,049,380	741,100	36.16%	1,308,280	63.84%	3,410,690	891,550	26.14%	2,519,140	73.86%	3,249,760	1,581,120	48.65%	1,668,640	51.35%	1,488,020	1,368,080	91.94%	119,940	8.06%	78,860	0.11%	37,180	47.15%	41,680	52.85%
新潟県	10,203,840	2.07%	2,744,670	1,467,410	53.46%	1,277,260	46.54%	3,168,310	917,550	28.96%	2,250,760	71.04%	2,765,730	1,570,090	56.77%	1,195,640	43.23%	1,525,130	985,570	64.62%	539,560	35.38%	267,020	0.38%	158,760	59.46%	108,260	40.54%
東北地方8 県・新潟県 (計)	50,257,700	10.21%	10,510,660	3,834,180	36.48%	6,676,480	63.52%	15,851,920	4,244,890	26.78%	11,607,030	73.22%	16,825,330	8,163,780	48.52%	8,661,550	51.48%	7,069,790	5,405,210	76.46%	1,664,580	23.54%	992,470	1.43%	531,050	53.51%	461,420	46.49%
千葉県	21,880,870	4.45%	1,594,060	827,690	51.92%	766,370	48.08%	4,090,460	1,598,940	39.09%	2,491,520	60.91%	3,966,800	2,911,870	73.41%	1,054,930	26.59%	12,229,550	9,102,050	74.43%	3,127,500	25.57%	3,344,790	4.82%	1,755,010	52.47%	1,589,780	47.53%
東京都	57,415,720	11.66%	5,637,580	2,709,810	48.07%	2,927,770	51.93%	16,059,290	3,061,710	19.07%	12,997,580	80.93%	15,427,810	2,408,180	15.61%	13,019,630	84.39%	20,291,040	9,428,010	46.46%	10,863,030	53.54%	18,059,950	26.03%	8,618,390	47.72%	9,441,560	52.28%
神奈川県	18,733,640	3.81%	2,250,730	1,047,190	46.53%	1,203,540	53.47%	5,333,580	1,527,540	28.64%	3,806,040	71.36%	6,365,070	2,854,530	44.85%	3,510,540	55.15%	4,784,260	3,127,990	65.38%	1,656,270	34.62%	2,160,590	3.11%	1,056,000	48.88%	1,104,590	51.12%
富山県	3,408,460	18.19%	566,330	429,880	75.91%	136,450	24.09%	1,042,290	395,690	37.96%	646,600	62.04%	1,369,950	898,280	65.57%	471,670	34.43%	429,890	61,750	14.36%	368,140	85.64%	222,260	10.28%	117,010	52.65%	105,250	47.35%
石川県	8,666,210	1.76%	1,102,280	370,430	33.61%	731,850	66.39%	2,347,460	926,060	39.45%	1,421,400	60.55%	3,535,740	2,425,660	68.60%	1,110,080	31.40%	1,680,730	1,447,320	86.11%	233,410	13.89%	623,320	0.90%	440,970	70.75%	182,350	29.25%
福井県	3,709,190	42.80%	784,230	527,710	67.29%	256,520	32.71%	760,970	220,910	29.03%	540,060	70.97%	1,667,650	961,070	57.63%	706,580	42.37%	496,340	469,920	94.68%	26,420	5.32%	54,360	8.72%	31,710	58.33%	22,650	41.67%
山梨県	8,352,920	1.70%	2,501,390	1,895,550	75.78%	605,840	24.22%	1,998,640	1,235,990	61.84%	762,650	38.16%	2,682,130	2,149,680	80.15%	532,450	19.85%	1,170,760	1,159,610	99.05%	11,150	0.95%	1,371,290	1.98%	1,263,680	92.15%	107,610	7.85%
長野県	17,804,150	3.62%	4,798,080	3,810,980	79.43%	987,100	20.57%	5,060,850	2,894,860	57.20%	2,165,990	42.80%	5,460,800	4,076,830	74.66%	1,383,970	25.34%	2,484,420	2,063,870	83.07%	420,550	16.93%	1,134,940	1.64%	884,500	77.93%	250,440	22.07%
静岡県	21,237,570	4.31%	3,508,000	2,023,790	57.69%	1,484,210	42.31%	6,372,370	2,274,930	35.70%	4,097,440	64.30%	7,270,450	5,543,630	76.25%	1,726,820	23.75%	4,086,750	2,909,590	71.20%	1,177,160	28.80%	1,570,350	2.26%	762,400	48.55%	807,950	51.45%
愛知県	16,558,780	3.36%	2,098,370	385,380	18.37%	1,712,990	81.63%	6,657,800	901,900	13.55%	5,755,900	86.45%	5,339,840	1,800,570	33.72%	3,539,270	66.28%	2,462,770	670,790	27.24%	1,791,980	72.76%	2,393,200	3.45%	626,580	26.18%	1,766,620	73.82%
京都府	17,649,490	3.59%	1,780,630	1,408,010	79.07%	372,620	20.93%	4,804,860	3,324,920	69.20%	1,479,940	30.80%	5,749,210	4,581,620	79.69%	1,167,590	20.31%	5,314,790	5,314,790	100.00%	0	0.00%	4,602,810	6.63%	4,131,720	89.77%	471,090	10.23%
大阪府	31,010,470	6.30%	1,590,140	762,290	47.94%	827,850	52.06%	8,592,050	2,332,400	27.15%	6,259,650	72.85%	10,127,440	3,974,230	39.24%	6,153,210	60.76%	10,700,840	5,935,550	55.47%	4,765,290	44.53%	10,008,830	14.43%	5,453,320	54.49%	4,555,510	45.51%
兵庫県	13,758,000	2.80%	2,177,190	1,139,870	52.36%	1,037,320	47.64%	3,552,230	1,093,670	30.79%	2,458,560	69.21%	3,917,940	1,959,490	50.01%	1,958,450	49.99%	4,110,640	3,010,650	73.24%	1,099,990	26.76%	1,119,750	1.61%	506,620	45.24%	613,130	54.76%
広島県	9,592,670	1.95%	1,533,840	655,820	42.76%	878,020	57.24%	3,455,850	534,820	15.48%	2,921,030	84.52%	2,411,980	905,470	37.54%	1,506,510	62.46%	2,191,000	567,680	25.91%	1,623,320	74.09%	839,720	1.21%	305,590	36.39%	534,130	63.61%
愛媛県	4,041,330	0.82%	619,940	238,600	38.49%	381,340	61.51%	1,172,660	140,800	12.01%	1,031,860	87.99%	1,494,560	747,550	50.02%	747,010	49.98%	754,170	404,210	53.60%	349,960	46.40%	146,700	0.21%	73,300	49.97%	73,400	50.03%
福岡県	16,474,910	3.35%	2,164,190	689,750	31.87%	1,474,440	68.13%	5,759,220	1,026,440	17.82%	4,732,780	82.18%	5,394,190	1,240,830	23.00%	4,153,360	77.00%	3,157,310	901,600	28.56%	2,255,710	71.44%	2,674,100	3.85%	749,460	28.03%	1,924,640	71.97%
熊本県	7,275,190	1.48%	1,084,040	781,320	72.07%	302,720	27.93%	2,343,310	791,470	33.78%	1,551,840	66.22%	2,897,200	1,082,420	37.36%	1,814,780	62.64%	950,640	586,810	61.73%	363,830	38.27%	518,720	0.75%	305,500	58.89%	213,220	41.11%
鹿児島県	7,201,140	1.46%	1,240,440	551,350	44.45%	689,090	55.55%	2,319,030	364,310	15.71%	1,954,720	84.29%	2,259,900	926,440	40.99%	1,333,460	59.01%	1,381,770	1,112,020	80.48%	269,750	19.52%	480,900	0.69%	264,410	54.98%	216,490	45.02%
沖縄県	20,612,010	4.19%	3,079,160	2,241,530	72.80%	837,630	27.20%	3,850,430	2,262,000	58.75%	1,588,430	41.25%	4,087,100	3,585,350	87.72%	501,750	12.28%	9,595,320	9,523,870	99.26%	71,450	0.74%	3,859,780	5.56%	3,552,850	92.05%	306,930	7.95%

(注1) 従業者数(4区分)は、「Aタイプ：従業者数① 0~9人」、「Bタイプ：従業者数② 10~29人」、「Cタイプ：従業者数③ 30~99人」、「Dタイプ：従業者数④ 100人以上」に分けられており、アグリツーリズム等の小規模経営による農家民宿の場合、Aタイプ若しくはBタイプの形態に属するものと思われる。他方、Cタイプ若しくはDタイプについては、既存の中規模以上(※大規模も含む)の旅館・ホテルの形態に属するものと思われる。

(注2) 統計表は、宿泊者の宿泊目的区分を「観光目的の宿泊者が50%以上」、「観光目的の宿泊者が50%未満」の2区分で公表している。例えば、ある宿泊施設の宿泊者のうち観光目的が60%、ビジネス目的が40%だった場合、その宿泊施設の宿泊者数はすべて「観光目的の宿泊者が50%以上」に計上されている。(比率に応じて、宿泊客数を按分していない。)一方、観光目的が40%、ビジネス目的が60%なら、すべて「観光目的の宿泊者が50%未満」に計上されている。つまり、いわゆる観光ホテルの宿泊者が「観光目的」、ビジネスホテルの宿泊者が「ビジネス目的」という区分になる。

(出所) 国土交通省(2017)をもとに筆者作成。

実際、「アグリツーリズム」に対する関心が高い都市部に住む人々にとって、移住希望先も含めた地方移住希望地の都道府県域としても最も人気が高いのが長野県・山梨県となっており、新潟県も上位にランクインされている。

そうした特徴は、熊本県や沖縄県でもみられる。熊本県における観光目的の宿泊者「50%以上」が78万人であり、宿舎目的割合(2区分)別構成比率72.07%となり、観光目的の宿泊者「50%未満」が30万人であり、宿舎目的割合(2区分)別構成比率27.93%となる。沖縄県における観光目的の宿泊者「50%以上」が224万人であり、宿舎目的割合(2区分)別構成比率72.80%となり、観光目的の宿泊者「50%未満」が83万人であり、宿舎目的割合(2区分)別構成比率27.20%となっている。

つまり、東北地方6県については、新潟県・長野県・山梨県等と比べてAタイプのような従業者数からみた「アグリツーリズム」等の小規模経営による「農家民宿」、「一般民宿」、「旅館」、「ホテル」等に観光を目的に宿泊する人数が少ないということである。

この場合、東北地方6県では、東日本大震災後の復興関係の需要もあり、Aタイプのような従業者数からみたビジネス他に主眼を置いた小規模経営による「農家民宿」、「一般民宿」、「旅館」、「ホテル」等への宿泊者の利用が多いということである。この場合、工事関係者やビジネス客を相手にすることになる。また、Aタイプの宿泊施設は、小規模であり建物が古いことが多いことから、利用者を増やすために宿泊費を安く抑えつつも食事の品質を高くし、食事の量も増やさなければならない。その結果、労働量と経費等は、増えるものの、収益性については、低い結果になりやすいともいえる。さらに、Aタイプの宿泊施設は、小規模宿泊施設であることから収容人員が限られているために学校単位の宿泊客や団体客等といった「マス・マーケット」に主眼を置くことができない。そのため、Aタイプが観光目的の宿泊者を惹きつけるためには、「ニッチ・マーケット」に対応した「高いホスピタリティ」と「高品質」を兼ね揃えた「アグリツーリズム」を展開する必要がある。

(3) Dタイプ(従業者数：100人以上)

Dタイプについては、従業者数が100人以上の大きな宿泊施設であり、2016年の1年間では、Dタイプにおける47都道府県の総宿泊者数が1億2,497万人となっている。必然的に大都市に多い傾向がある。

Dタイプにて、一番多いのが東京都の2,029万人である。観光目的の宿泊者「50%以上」が942万人であり、宿舎目的割合(2区分)別構成比率46.46%となり、観光目的の宿泊者「50%未満」が1,086万人であり、宿舎目的割合(2区分)別構成比率53.54%となっている。次いで大型テーマパークのある千葉県においては、1,222万人となっている。観光目的の宿泊者「50%以上」が910万人であり、宿舎目的割合(2区分)別構成比率74.43%となり、観光目的の宿泊者「50%未満」が312万人であり、宿舎目的割合(2区分)別構成比率25.57%となっている。

東北圏においてDタイプの観光目的の宿泊者「50%以上」が一番多いのは、宮城県であり、180万人である。観光目的の宿泊者「50%以上」が141万人であり、宿舎目的割合(2区分)別構成比率78.35%となり、観光目的の宿泊者「50%未満」が39万人であり、宿舎目的割合(2区分)別構成比率21.65%となっている。

次に新潟県であり、152万人である。観光目的の宿泊者「50%以上」が98万人であり、宿舎目的割合(2区分)別構成比率64.62%となり、観光目的の宿泊者「50%未満」が53万人であり、宿舎目的割合(2区分)別構成比率35.38%となっている。

三番目が福島県であり、148万人である。観光目的の宿泊者「50%以上」が136万人であり、宿舎目的割合(2区分)別構成比率91.94%となり、観光目的の宿泊者「50%未満」が11万人であり、宿舎目的割合(2区分)別構成比率8.06%となっている。

(4) 外国人延べ宿泊者数

外国人延べ宿泊者数についてみると、2016年の1年間では、47都道府県においては、外国人延べ宿泊者数は、合計6,938万人となっている。一番多いのが東京都であり1,805万人となっており、次いで大阪府の1,000万人となっている。

東北圏で一番多いのは、新潟県であり、26万人となっている。次に宮城県の19万人となっている。東北圏を合計では、99万人となっている。

外国人延べ宿泊者数計において観光目的の宿泊者「50%以上」および観光目的の宿泊者「50%未満」による同率をみてみると、北海道と東北圏は、次のとおりとなっている。

北海道においては、観光目的の宿泊者「50%以上」が533万人であり、宿舎目的割合(2区分)別構成比率81.40%となり、観光目的の宿泊者「50%未満」が121万人であり、宿舎目的割合(2区分)別構成比率18.60%となっている。

青森県においては、観光目的の宿泊者「50%以上」が8.9万人であり、宿舎目的割合(2区分)別構成比率55.74%となり、観光目的の宿泊者「50%未満」が7.0万人であり、宿舎目的割合(2区分)別構成比率44.26%となる。

岩手県においては、観光目的の宿泊者「50%以上」が8.9万人であり、宿舎目的割合(2区分)別構成比率67.58%となり、観光目的の宿泊者「50%未満」が4.2万人であり、宿舎目的割合(2区分)別構成比率32.42%となる。

宮城県においては、観光目的の宿泊者「50%以上」が6.3万人であり、宿舎目的割合(2区分)別構成比率31.86%となり、観光目的の宿泊者「50%未満」が13.5万人であり、宿舎目的割合(2区分)別構成比率68.14%となる。

秋田県においては、観光目的の宿泊者「50%以上」が3.4万人であり、宿舎目的割合(2区分)別構成比率51.51%となり、観光目的の宿泊者「50%未満」が3.2万人であり、宿舎目的割合(2区分)別構成比率48.49%となる。

山形県においては、観光目的の宿泊者「50%以上」が5.8万人であり、宿舎目的割合(2区分)別構成比率66.47%となり、観光目的の宿泊者「50%未満」が2.9万人であり、宿舎目的割合(2区分)別構成比率33.53%となる。

福島県においては、観光目的の宿泊者「50%以上」が3.7万人であり、宿舎目的割合(2区分)別構成比率47.15%となり、観光目的の宿泊者「50%未満」が4.1万人であり、宿舎目的割合(2区分)別構成比率52.85%となる。

新潟県においては、観光目的の宿泊者「50%以上」が15.8万人であり、宿舎目的割合(2区分)別構成比率59.46%となり、観光目的の宿泊者「50%未満」が10.8万人であり、宿舎目的割合(2区分)別構成比率40.54%となる。

東北圏(計)においては、観光目的の宿泊者「50%以上」が53.1万人であり、宿舎目的割合(2区分)別構成比率53.51%となり、観光目的の宿泊者「50%未満」が46.1万人であり、宿舎目的割合(2区分)別構成比率46.49%となる。

他方、山梨県においては、観光目的の宿泊者「50%以上」が126.3万人であり、宿舎目的割合(2区分)別構成比率92.15%となり、観光目的の宿泊者「50%未満」が10.7万人であり、宿舎目的割合(2区分)別構成比率7.85%となっている。

また、長野県においては、観光目的の宿泊者「50%以上」が88.4万人であり、宿舎目的割合(2区分)別構成比率77.93%となり、観光目的の宿泊者「50%未満」が25.0万人であり、宿舎目的割合(2区分)別構成比率22.07%となっている。

さらに、沖縄県においては、観光目的の宿泊者「50%以上」が355.2万人であり、宿舎目的割合(2区分)別構成比率92.05%となり、観光目的の宿泊者「50%未満」が30.6万人であり、宿舎目的割合(2区分)別構成比率7.95%となっている。

このように、これら3県(山梨県・長野県・沖縄県)については、観光目的の宿泊者「50%以上」の人数が多く宿舎目的割合(2区分)別構成比率も75%以上を超えており非常に高い。

つまり、これら 3 県(山梨県・長野県・沖縄県)については、多くの外国人宿泊者を受け入れており、観光目的により宿泊する外国人の割合も非常に高いことから、観光を目的としたインバウンドによる訪日外国人観光客の招致に成功しているといえる。

それに対して、東北圏については、宮城県および福島県以外の県については、観光目的の宿泊者「50%以上」の人数が 3.4 万人～15.8 万人程度であり、宿舎目的割合(2 区分)別構成比率にいても、55.74%～67.58%程度である。よって、東北圏については、観光を目的としたインバウンドによる訪日外国人観光客の招致および観光目的により宿泊する外国人の割合を高めるための努力が必要だといえる。

第 6 節 「アグリツーリズム」を取り囲む旅館業法令他、最近の規制法制の状況について

これまで国内において「農家民宿」として宿泊サービスを実施する場合、旅館業法の規制に基づいた各種条件をクリアしなければならなかった。

しかしながら、先述のとおり、2005 年 6 月に農山漁村余暇法が改正されたことで、農林漁業「体験民宿」業者の登録が難しくなくなり都市農村交流施設を中心にした「農家民宿」(「アグリツーリズム」他)の開業がし易くなっている。

さらに最近では、表 17 のとおり(別頁参照)、旅館業法の規制がさらに緩和され、2018 年 6 月には、住宅宿泊事業法の施行(2018 年 6 月)により、一般住宅が宿泊施設として活用されるようになる等、「農家民宿」(「アグリツーリズム」他)を巡る宿泊環境は、大きく変わりつつある。

こうした状況は、将来的には、既存の「農家民宿」(「アグリツーリズム」他)の競争激化を齎すことになるものと予想される。

そこで、「アグリツーリズム」を取り囲む旅館業法令他、最近の規制法制の状況について整理してみたい。

一般的に反復継続により有償にて宿泊施設を提供するためには、旅館業法上の許可が必要である。既存の旅館業法上の規制範囲の中には、「ホテル」、「旅館」、「簡易宿所」、「下宿」等がある。

他方、特例として「農家民泊」や最近都市部にてみられる「都市民泊」等がある。宿泊種別の詳細については、次のとおりである。

(1) 「ホテル営業許可」

「ホテル営業許可」(洋式の構造及び設備を主とする施設を設けての営業)については、旧制度では、10 部屋以上が原則であったが、2018 年 2 月以降、「旅館業法に関連する政令改正」により、「ホテル」の客室数規制が撤廃される。これまで、「ホテル」は、10 室以上の客室が必要だったが、2018 年 2 月以降、1 室しかなくても営業できるようになる。客室の最低床面積の規制緩和により、古民家の改修等を促し、住宅に旅行者を有料で泊める民泊の解禁と併せて経営側の選択肢を増やすことができる。また、「ホテル」に義務付けられたフロントの設置基準については、例えばビデオカメラによる顔認証で本人確認ができれば、フロントが不要になる。このほか 2017 年 12 月の各自治体に対する厚生労働省の通知により、規制緩和がさらに進んでおり、収容定員ごとに定めたトイレの数や、フロントや宴会場など場所ごとに決めていた明るさの基準等も撤廃されている。さらに、近隣の小規模宿泊施設との一体運営もしやすくなっており、緊急時に 10 分程度で職員が駆けつけられれば、フロントを 1 個所に置き共有できることになっている。

表17 アグリツーリズムを取り囲む旅館業法令他、最近の規制法制の状況について

関係法令		旅館業法・同法施行令・同法施行規則(※反復継続して有償にて宿泊施設を提供する営業行為に対する規制法令)																								
関係法令		既存の規制範囲(※一部規制緩和あり)				農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(※農山漁村余暇法)同法施行令・同法施行規則による旅館業法の規制緩和				国家戦略特別区域法第13条による特例措置・同法施行令・同法施行規則による旅館業法の規制緩和																
宿泊種別	(1)ホテル		(2)旅館		(3)簡易宿所		(4)下宿		(5)農家民泊	(6)既存)都市民泊(※正規手続きの場合、簡易宿所営業許可に該当)		(7)農家民宿(アグリツーリズム他)(※農山漁村余暇法に基づく農林漁業体験民宿業者の登録実施機関は、財団法人都市農山漁村交流活性化機構及び株式会社百戦錬磨の2団体となっている。)		(8)特区民泊		(9)民泊新法A※家主[住宅宿泊事業者(民泊事業者)]居住型		(10)民泊新法B※家主[住宅宿泊事業者(民泊事業者)]不在型								
	ホテル営業許可(洋式の構造及び設備を主とする施設を設けての営業)		旅館営業許可(旧制度5部屋以上)(和式の構造及び設備を主とする施設を設けての営業)(駅前旅館、温泉旅館、観光旅館の他、割烹旅館が含まれる。民宿も該当することがある。)		簡易宿所営業許可(客室数の指定なし)		下宿営業許可(客室数の指定なし)			(6)既存)都市民泊(※正規手続きの場合、簡易宿所営業許可に該当)		(7)農家民宿(アグリツーリズム他)(※農山漁村余暇法に基づく農林漁業体験民宿業者の登録実施機関は、財団法人都市農山漁村交流活性化機構及び株式会社百戦錬磨の2団体となっている。)		(8)特区民泊		(9)民泊新法A※家主[住宅宿泊事業者(民泊事業者)]居住型		(10)民泊新法B※家主[住宅宿泊事業者(民泊事業者)]不在型								
概要(※右記の要件を満たすことが条件)	<p>■(洋式の構造設備による客室)</p> <p>①「1客室」の床面積は、旧来は9㎡以上必要であったが、新基準ではベッドを置かない場合は7㎡あれば認める。</p> <p>②寝具は、洋式のものであること。</p> <p>③出入口及び窓は、鍵をかけることができるものであること。</p> <p>④出入口及び窓を除き、客室と他の客室、廊下等との境は、壁造りであること。</p> <p>■(和式の構造設備による客室)</p> <p>①「1客室」の床面積は、それぞれ7㎡以上であること。</p> <p>②都道府県条例または保健所を設置する市または特別区の条例により、「ロビーまたは食堂を有する場合、共同トイレを有すること」と規定を定めている場合がある。</p> <p>※その他としては、都道府県(保健所を設置する市又は特別区)が条例で定める構造設備の基準に適合すること。</p>		<p>■(洋式の構造設備による客室)</p> <p>①「1客室」の床面積は、旧来は9㎡以上必要であったが、新基準ではベッドを置かない場合は7㎡あれば認める。</p> <p>②寝具は、洋式のものであること。</p> <p>③出入口及び窓は、鍵をかけることができるものであること。</p> <p>④出入口及び窓を除き、客室と他の客室、廊下等との境は、壁造りであること。</p> <p>■(和式の構造設備による客室)</p> <p>①「1客室」の床面積は、それぞれ7㎡以上であること。</p> <p>②都道府県条例または保健所を設置する市または特別区の条例により、「ロビーまたは食堂を有する場合、共同トイレを有すること」と規定を定めている場合がある。</p> <p>※その他としては、都道府県(保健所を設置する市又は特別区)が条例で定める構造設備の基準に適合すること。</p>		<p>■簡易宿所営業については、宿泊する場所を複数人で共用する構造及び設備を設けて行うことである。例えばベッドハウス、山小屋、スキー小屋、ユースホステルの他カプセルホテルが該当する。</p> <p>①階層式寝台を有する場合には、階層の数は二層とし、上段と下段の間隔は、概ね1m以上であること。</p> <p>②入浴設備としては、当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないことと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること。</p> <p>③換気等としては、適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。</p> <p>※その他としては、都道府県(保健所を設置する市又は特別区)にあっては、市又は特別区が条例で定める構造設備の基準に適合すること。</p> <p>※2016年4月より、一度に宿泊させる宿泊者数が10人未満の施設の場合には、宿泊者1人当たり面積3.3㎡に宿泊者数を乗じた面積以上で許可を受けられ、フロントの設置を必要としないとしている。</p>		<p>■下宿営業許可については、1ヶ月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて人を宿泊させる営業のことをいう。</p> <p>①「1客室」の床面積は、7㎡以上とすること。</p> <p>②客室には、押入れを設けること。</p>		<p>■農家民泊は、簡易宿所営業許可を取得しておらず、継続した営業行為としてみなされるような「実質的な寝具や部屋の使用料とみなされる費用」を宿泊料金として徴収することができない。ただし、「食料料金」や「体験指導料金」については、徴収できる。つまり、自分たちの生活の場(部屋)を無償で提供することはできない。適用条件としては、例えば野外コンサートや競技会等の臨時開催のために、近くに正規宿泊施設が不足している場合等といった特別な事情により一時的に農家等で旅行者を受け入れることが可能としている。農家民泊とは異なる。</p>		<p>■(既存)都市民泊とは、世界的に宿泊仲介大手のAirbnb(エアビーアンドビー)社等のようなネット仲介サイトを通じて、個人宅や投資用マンションを外国人観光客等に貸出すビジネスモデルのことである。旅館業法上は簡易宿所営業許可を取得していない場合、「無許可」の「違法宿泊」となる。厚生労働省では、第49回規制改革会議ヒアリング提出資料の中で、「Airbnb(エアビーアンドビー)社等のような仲介サイトを通じて反復継続して有償により部屋を提供する場合は、旅館業法上が必要」としている。</p>		<p>①農家民宿A(大規模型農林漁業体験民宿)(※客室の総延床面積33㎡以上)</p> <p>(※経営者が農林漁業者であり、農林漁業体験の提供を行う。)</p>		<p>②農家民宿B(小規模型農林漁業体験民宿)(※客室の総延床面積33㎡未満)</p> <p>(※経営者が農林漁業者であり、農林漁業体験の提供を行う。)</p>		<p>③体験民宿(大規模型農林漁業体験民宿)(※客室の総延床面積33㎡以上)</p> <p>(※経営者が農林漁業者ではないが、農林漁業体験の提供を行う。)</p>		<p>(備考)</p> <p>①33㎡に満たない客室面積でも、簡易宿所営業の許可を得ることが可能となる。</p> <p>②宿泊サービスの一環として行う送迎輸送は原則として許可対象外であり、道路運送法上の問題はない。</p> <p>③農家民宿が自ら提供する運送・宿泊サービスに農業体験を付加して販売・広告することは、旅行業法に抵触しない。</p> <p>④地元の消防長又は消防署長の判断により、誘導灯等を設置しないことが可能となった。</p> <p>⑤小規模で避難支障がなければ、新たな内装制限は適用しないことを明確化した。</p> <p>⑥農業生産法人の行う事業に農作業体験施設の設置・運営や民宿経営を追加した。</p> <p>⑦登録対象を「農林漁業者又はその組織する団体」以外の者が運営するものには拡大した。</p> <p>⑧農家民宿等による酒造の製造事業の特例(どぶろく特区)において、農家民宿等を営む農業者が自ら生産した米を原料として濁酒を製造する場合、最低製造数量(80L)を適用しない。</p> <p>⑨既存の家屋で農家民宿を行う場合には、家族兼用の調理場を認める等のように、一回に提供する食事数や講習会の受講等により施設基準の緩和が可能となっている。都道府県等にて条例の改正の検討や弾力的な運用が求められている。</p>		<p>■国家戦略特別区域法第13条に基づく旅館業法の特例に該当する「特区民泊」については、国家戦略特区として指定され「民泊条例」を制定した地域にて宿泊することが出来る。滞客者名簿の設置、近隣住民に対する説明の実施、苦情対応等が認定条件として定められている。この場合、都道府県(保健所を設置する市又は特別区)が対象施設を認定することにより、旅館業法の適用が除外される。一居室の床面積:原則25㎡以上(自治体の判断で変更可能)。条例で定める滞在期間:2泊3日以上。2017年12月時点での認定自治体としては、新潟市・東京都(34市町村)・大阪市・北九州市等となっている。</p>		<p>■家主[住宅宿泊事業者(民泊事業者)]が宿泊者と一緒に宿泊施設に泊まるタイプ。民泊新法の建物は、「住宅」であり、住居専用地域でも営業ができる。年間180日間以内の営業が可能となる(※180日間を越えれば、旅館業法に基づく簡易宿所営業許可が必要。)。 「マンション管理規約」にて「民泊禁止」が定められた部屋の貸出しは禁止となる。具体的には、民泊事業の届出は受付の際に「管理規約違反の不在の確認」が要求されることから、マンション等で民泊事業を営むことが管理規約違反ではない場合、民泊が可能となる。また、家主(民泊事業者)は、届出住宅の周辺地域の生活環境への悪影響の防止、外国人への対応、衛生処理、住宅管理等を行わなければならない。また、その他必要事項等は、国土交通省令(厚生労働省令)で定める規則に従わなければならない。</p>		<p>■家主[住宅宿泊事業者(民泊事業者)]が宿泊者と一緒に宿泊施設に泊まらず、民泊事業管理の委託を受けた住宅宿泊管理者(民泊施設管理者)が別に存在するタイプ。その他遵守事項等の詳細については、左記事項と同じ。</p>	

(注1) ホテル・旅館の営業の許可を得るためには、旅館業法上、次のとおりとなっている。旅館業を営むものは、都道府県知事(保健所設置市又は特別区にあっては、市長又は区長)の許可を受ける必要がある。旅館業の許可は、旅館業法施行令で定める構造設備基準に従ってなければならない。旅館業の運営は、都道府県知事(保健所設置市又は特別区にあっては、市長又は区長)の条例で定める換気、採光、照明、防湿、清潔等の衛生基準に従ってなければならない。

(注2) 民泊サービスとは、一般には、自営の一部や空き別荘、マンションの空き室などを活用して宿泊サービスを提供することを意味する。特に、ここ数年では、米国に本社を置くAirbnb(エアビーアンドビー)社等が空き室を短期で貸したい人と旅行者や観光客をインターネットで仲介するサイトによるビジネスを世界各国で展開しており、同社によると日本でも約1万6千件の登録物件があるといわれている。

(注3) 2018年6月には、民泊を全国で解禁する住宅宿泊事業法が施行される。日本政府は訪日客の増加につながることを期待するが「営業日数は年間180日まで」等の規制もある。治安への不安から各自体にて営業できる地域や曜日を限定するなど独自の上乗せ規制を設ける動きも多岐みられる。

(出所) 厚生労働省「第49回規制改革会議ヒアリング提出資料」他、各種資料をもとに筆者作成。

(2) 「旅館営業許可」

「旅館営業許可(和式の構造及び設備を主とする施設を設けての営業)」については、具体的に、「駅前旅館」、「温泉旅館」、「観光旅館」の他、「割烹旅館」が含まれ、「民宿」も該当することがある。

一般的に「民宿」と看板に掲げている宿は、旅館業法の申請では「旅館」として営業されていることが多い。旅館業法の申請とは関係なく、施設名に「ホテル」、「旅館」、「民宿」と名乗ることは自由である。部屋数が少ない小規模宿泊施設では、イメージとして「民宿」としていることが多い。

旧制度では、「旅館」の部屋数は、5部屋以上が原則であったが、2018年2月以降、「ホテル」と同様に客室数規制が撤廃されている。これまで、「旅館」は、5室以上の客室が必要だったが、2018年2月以降、1室しかなくても営業できるようになっている。

客室の最低床面積の規制緩和により、古民家の改修等を促し、住宅に旅行者を有料で泊める「都市民泊」の解禁と併せて経営側の選択肢を増やすことが期待されている。

また、「旅館」に義務付けられたフロントの設置基準については、上記と同じくビデオカメラによる顔認証で本人確認ができれば、フロントが不要になる。このほか2017年12月の各自治体に対する厚生労働省の通知では、規制を緩めており、収容定員ごとに定めたトイレの数や、フロントや宴会場など場所ごとに決めていた明るさの基準を撤廃している。

さらに、施設ごとの規制緩和のほか、近隣の小規模宿泊施設との一体運営もしやすくなる。緊急時に10分程度で職員が駆けつけられれば、フロントを1カ所に置き共有できることになる。

(3) 「簡易宿所営業許可」

「簡易宿所営業許可」については、客室数の指定がなく、宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を設けてする営業である。例えば、「ベッドハウス」、「山小屋」、「スキー小屋」、「ユースホステル」の他、「カプセルホテル」が該当する。また、階層式寝台を有する場合には、上段と下段の間隔は、概ね1メートル以上であること、階層の数は、二層とすること等の要件を満たすことになっている。

2016年4月より、一度に宿泊させる宿泊者数が10人未満の施設の場合には、宿泊者1人当たり面積3.3平方メートルに宿泊者数を乗じた面積以上で許可を受けられる。また、一度に宿泊させる宿泊者数が10人未満の施設の場合には、フロントの設置を必要としないとしている。一般の民宿の場合、客室の総延床面積は、33㎡以上となっている。

(4) 「下宿営業許可」

「下宿営業許可」は、客室数の指定がなく、1ヶ月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業をいう。客室は次の要件を満たすことになっている。1客室の床面積は、7平方メートル以上とし、客室には、押入れを設けることになっている。

(5) 「農家民泊」

「農家民泊」は、一般の農家に宿泊させるものであるが、一般的な「農家民宿」とは異なり、旅館業法上は、「特別な事例」として捉えられている。そのため、継続した営業行為として、宿泊料金等にみられるような実質的にみて寝具や部屋の使用料とみなされる費用を料金として徴収することができない。ただし、「食事料金」や「体験指導料金」は、徴収できる。

つまり、農家の生活の場(部屋)を無償で提供することはできることになる。適用条件としては、例えば、「野外コンサート」や「競技会」等の臨時開催のために、近くに正規宿泊施設が不足している場合等の特別な事情により一時的に農家等に旅行者を受け入れることを可能としている。

(6) 「都市民泊」

都市部で目立つ既存の「都市民泊」は、「民泊サービス」とも呼ばれており、一般的には、自宅の一部や空き別荘、マンションの空き室等を活用して宿泊サービスを提供することを意味する。ここ数年、アメリカに本社を置く Airbnb (エアービーアンドビー) 社 (以下、「エアービー」という。) が、空き室を短期で貸したい人と旅行者や観光客をインターネットで仲介するサイトによるビジネスを世界各国で展開しており、エアービーによると日本でも約1万6千件の登録物件があるといわれている。国内では、旅館業法上の「簡易宿所」に該当するものである。

現在、世界的に大手のエアービーのようなネット仲介サイトを通じて、「個人宅」や「投資用マンション」を外国人観光客等に貸出すビジネスモデルが増えているものの、旅館業法上は無許可の「違法宿泊」となる。厚生労働省では、第49回規制改革会議ヒアリング提出資料の中で、エアービー等の仲介サイトを通じて反復継続して有償により部屋を提供する者は、旅館業法上の簡易宿所営業許可が必要としている。

(7) 「農家民宿」

農山漁村余暇法施行および同法の改正等により、都市農村交流施設等を中心に「農家民宿」が全国的に盛んに行われるようになってきている。具体的には、農山漁村余暇法により次の項目について旅館業法上の規制緩和が実施されている。

- ・ 33㎡に満たない客室面積でも、簡易宿所営業の許可を得ることが可能となった。
- ・ 宿泊サービスの一環として行う送迎輸送は原則として許可対象外であり、道路運送法上の問題がなくなった。
- ・ 「農家民宿」が自ら提供する運送・宿泊サービスに「農業体験」を付加して販売・広告することは、旅行業法に抵触しないと解釈されるようになった。
- ・ 地元の消防長又は消防署長の判断により、誘導灯等を設置しないことが可能となった。
- ・ 小規模で避難上支障がなければ、新たな内装制限は適用しないことを明確化した。
- ・ 農業生産法人の行う事業に「農作業体験施設の設置・運営」や「民宿経営」を追加した。
- ・ 登録対象を「農林漁業者又はその組織する団体」以外の者が運営する場合にも拡大した。
- ・ 「農家民宿」等による濁酒の製造事業の特区(どぶろく特区)において、「農家民宿」等を営む農業者が自ら生産した米を原料として濁酒を製造する場合、最低製造数量(6キロリットル)を適用しないことになった。
- ・ 既存の家屋で「農家民宿」を行う場合には、一回に提供する食事数や講習会の受講等により施設基準の緩和が可能となった。例えば、家族兼用の調理場の使用が認められるようになった。しかしながら、そのためには、都道府県等において条例の改正等の弾力的な運用が求められる。

実際、「農家民宿」として農山漁村余暇法の適用を受けるためには、登録実施機関である財団法人都市農山漁村交流活性化機構および㈱百戦錬磨による登録が必要である。

そして、この場合の「農家民宿」としては、次のとおり大きく3種類が挙げられる。

- ① 「農家民宿 A」(大規模型農林漁業「体験民宿」)(※客室の総延床面積 33㎡以上)(※経営者が農林漁業者であり、農林漁業体験の提供を行う。)
- ② 「農家民宿 B」(小規模型農林漁業「体験民宿」)(※客室の総延床面積 33㎡未満)(※経営者が農林漁業者であり、農林漁業体験の提供を行う。)

- ③「体験民宿」（大規模型農林漁業「体験民宿」）（※客室の総延床面積 33 m²以上）（※経営者が農林漁業者ではないが、農林漁業体験の提供を行う。）

他方、「農家民宿」における旅館業法の規制緩和を活用状況については、表 18 のとおり（別頁参照）、農家が経営する都市農村交流施設の 29 件（80.56%）が「旅館」業法の規制緩和を活用している。そして、消防法、食品衛生法についても各々 27 件（72.97%）が活用している。特に 2005 年～2009 年にかけて、旅館業法、消防法、食品衛生法の規制緩和を活用している件数が増えている。

それに対して、その他交流施設については、6 件（37.50%）が旅館業法の規制緩和を活用している。そして、消防法、食品衛生法についても各々 6 件（37.50%）が活用している。都市農村交流施設と比べると、旅館業法の規制緩和の活用状況が芳しくないことが判る。

表 18 旅館業法等規制緩和の活用状況（複数回答）

（都市農村交流施設）

項目	旅館業法			消防法			食品衛生法		
	合計	活用した	活用していない	合計	活用した	活用していない	合計	活用した	活用していない
全体	36件	29件	7件	37件	27件	10件	37件	27件	10件
	100.00%	80.56%	19.44%	100.00%	72.97%	27.03%	100.00%	72.97%	27.03%
～1999年	3件	0件	3件	3件	0件	3件	3件	0件	3件
	100.00%	0.00%	100.00%	100.00%	0.00%	100.00%	100.00%	0.00%	100.00%
2000年～2004年	2件	1件	1件	2件	1件	1件	2件	1件	1件
	100.00%	50.00%	50.00%	100.00%	50.00%	50.00%	100.00%	50.00%	50.00%
2005年～2009年	21件	18件	3件	21件	18件	3件	21件	18件	3件
	100.00%	85.71%	14.29%	100.00%	85.71%	14.29%	100.00%	85.71%	14.29%
2010年以降	10件	10件	0件	11件	8件	3件	11件	8件	3件
	100.00%	100.00%	0.00%	100.00%	72.73%	27.27%	100.00%	72.73%	27.27%

（その他交流施設）

項目	旅館業法			消防法			食品衛生法		
	合計	活用した	活用していない	合計	活用した	活用していない	合計	活用した	活用していない
全体	16件	6件	10件	16件	6件	10件	16件	6件	10件
	100.00%	37.50%	62.50%	100.00%	37.50%	62.50%	100.00%	37.50%	62.50%
～1999年	7件	1件	6件	7件	1件	6件	7件	1件	6件
	100.00%	14.29%	85.71%	100.00%	14.29%	85.71%	100.00%	14.29%	85.71%
2000年～2004年	3件	1件	2件	3件	1件	2件	3件	1件	2件
	100.00%	33.33%	66.67%	100.00%	33.33%	66.67%	100.00%	33.33%	66.67%
2005年～2009年	3件	2件	1件	3件	2件	1件	3件	2件	1件
	100.00%	66.67%	33.33%	100.00%	66.67%	33.33%	100.00%	66.67%	33.33%
2010年以降	3件	2件	1件	3件	2件	1件	3件	2件	1件
	100.00%	66.67%	33.33%	100.00%	66.67%	33.33%	100.00%	66.67%	33.33%

（出所）農林水産省（2015）をもとに筆者作成。

(8) 「特区民泊」

特別法である国家戦略特別区域法第13条に基づく旅館業法の特例措置としての規制緩和により、「特区民泊」については、国家戦略特区として指定され「民泊条例」を制定した地域にて宿泊することが出来るとされている。

また、国家戦略特別区域法施行令により、滞在者名簿の常置、近隣住民に対する説明の実施、苦情対応等が認定条件として定められている。この場合、都道府県知事（保健所）が対象施設を認定することにより、旅館業法の適用が除外される。一居室の床面積は、原則25㎡以上(自治体の判断で変更可能)であり、条例で定める滞在期間は、2泊3日以上とされている。2017年12月時点での認定自治体としては、新潟市・東京都大田区・大阪府(34市町村)・大阪市・北九州市等となっている。

(9) 住宅宿泊事業法(「民泊新法」)

最近では、特別法である住宅宿泊事業法により、年間日数に制限がありながらも民家を宿泊施設として提供することが可能となっている。実際には、「民泊新法」と呼ばれているこの制度については、表17のとおり(別頁参照)、大きく2つのタイプがある。

一つ目は、「民泊新法A」(※家主居住型)である。これは、家主(民泊事業者)が宿泊者と一緒に宿泊施設に泊まるタイプである¹⁰。「民泊新法」の建物は、「住宅」であり、住居専用地域でも年間180日間以内の営業ができるものの、年間180日を超えた場合、旅館業法に基づく簡易宿所営業許可が必要となる。また、「マンション管理規約」にて「民泊禁止」が定められたマンションの部屋の貸出しについては禁止されている。

実際、エアービー等の仲介業者は、図1のとおり(別頁参照)、「住宅宿泊仲介業者」として観光庁長官への登録が必要とされている。都道府県(保健所を設置する市または特別区)では、区域を定めて宿泊期間(営業日数)等を制限できる。

さらに、「住宅宿泊事業を営む者」は、「住宅宿泊事業者(民泊事業者)」として都道府県(保健所を設置する市又は特別区)にあっては、市又は特別区)に対して届出をする必要がある。そして、届出住宅の維持保全の業務を実施するために「住宅宿泊管理業者」として国土交通大臣からの登録を受ける必要がある。

住宅宿泊事業法は、2018年6月15日に施行される予定であるが、自治体への事前届出・登録は、同年3月15日から始まっている。もし、マンション等で民泊を禁止したい場合、前日の14日までにマンションの管理規約を改定しなければならない。マンションの管理規約を改定せずそのままにしておくと、居住者の民泊事業を黙認したことになる。一度民泊を認めてしまうと後から禁止するのは極めて難しくなることから、民泊の届出については、受付の際に「管理規約違反の不存在の確認」が要求されることになっている。そのため、マンション等において民泊事業を営むことが「マンション管理規約」上違反ではない場合、「民泊新法」では、マンションの部屋の貸出しが可能となる。一戸建て住居を貸出しする場合、条例等での規制がない限り、特段、近隣住民から「民泊事業」についての承諾を貰わなくてもよい。

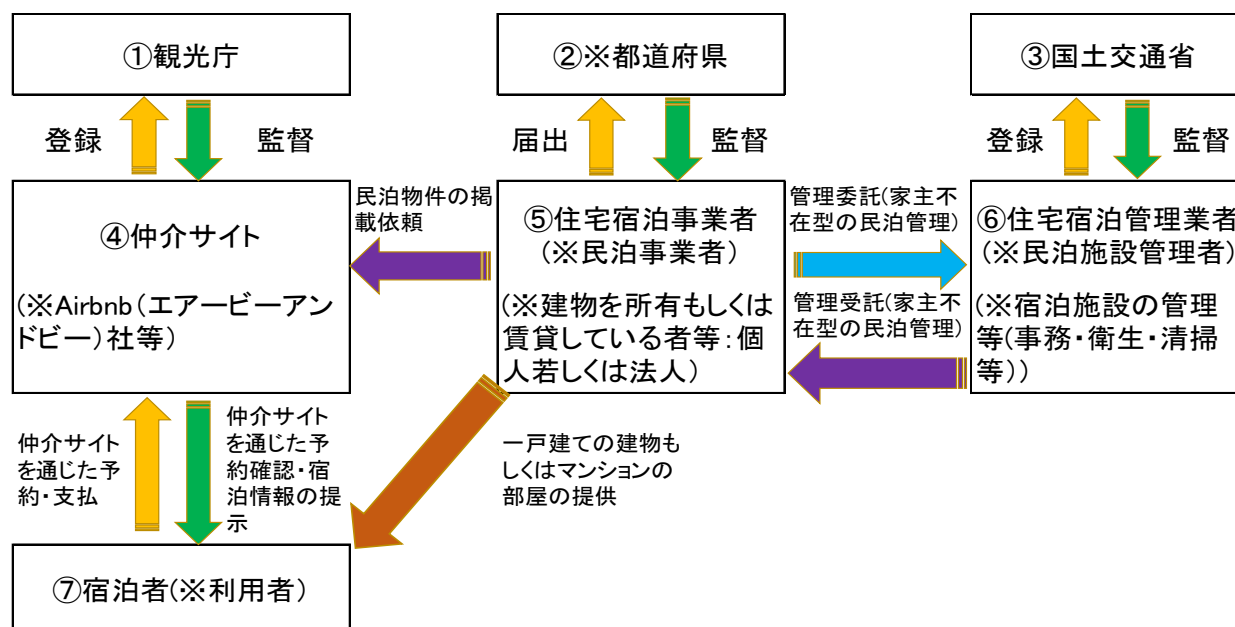
この場合、家主(民泊事業者)は、届出住宅の周辺地域の生活環境への悪影響の防止、外国人への対応、衛生処理等を行わなければならない。また、住宅管理上の必要事項については、国土交通省令・厚生労働省令で定める規則に従わなければならない。

¹⁰ 建物やマンション等の部屋の所有者(家主)若しくは賃貸している者(家主から住宅宿泊について許可を得ている者)は、個人若しくは法人の場合であっても監督官庁に対して「民泊事業者」の届出をしなければならない。

二つ目は、「民泊新法 B」(※家主不在型)である。これは、家主(民泊事業者)が宿泊者と一緒に宿泊施設に泊まらず、「住宅宿泊管理業者」(民泊施設管理者)が別に存在し、民泊管理委託を受けた「住宅宿泊管理業者」(民泊施設管理者)が家主に代わって民泊事業を行うタイプである。その他の遵守事項の詳細については、「家主(民泊事業者)居住型」の一つ目のタイプと同じである。

何れにせよ、「民泊新法」は、既存の旅行業者や旅行代理店、「旅館」や「ホテル」等を中心とした旅行業界に風穴を空けるものであり、今後、インターネットを活用した宿泊仲介業のエアビーや不動産事業者・マンション管理事業者等も「民泊事業」に積極的に関わってくるものである。そうした点では、将来において旅行業界そのものの競争が激しくなっていくものと予想される。

図1 住宅宿泊事業法(「民泊新法」)の枠組み



(注1)住宅宿泊事業法(「民泊新法」)においては、本人確認や宿泊者名簿が必要となり、営業期間180日以内/年間と定められている。また、違法民泊が確認された場合、登録取消や100万円以下の過料が科せられる。さらに、地方自治体が条例等の施行により独自に規制を強化する場合もある。

(注2)住宅宿泊管理業者になるためには、「管理受託契約の締結に係る業務の執行が法令に適合することを確保するための必要な体制が整備されていると認められる者」である必要がある。そのため、住宅宿泊管理業者(※民泊施設管理者)として登録するためには、個人の場合、住宅取引または管理に関する契約実務2年以上、宅地建物取引主任者、管理業務主任者、賃貸不動産経営管理士等の条件を必要としている。法人の場合、個人登録の要件を満たすものを従業員として有すること、宅地建物取引業者の免許を受けている法人、マンション管理業者の登録を受けている法人、賃貸住宅管理業者の登録を受けている法人等の条件を必要としている。

(注3)住宅宿泊管理業者の業務としては、利用者名簿の作成保存、賠償保険の加入、衛生管理措置、利用者に対する注意事項の説明、マンション等の集合住宅における管理規約違反の不存在の確認、賃貸借契約違反の不存在の確認、行政(保健衛生・警察・税務)への情報提供等がある。住宅宿泊管理業者が法令違反を行った場合は、業務停止・登録取消や罰則が適用される場合がある。

(注4)「住宅宿泊事業者(民泊事業者)」は、都道府県知事(保健所設置市又は特別区にあっては、市長又は区長)に対して届出をする必要がある。

(出所) 朝日新聞, http://www.asahi.com/shimen/20180316/March_16,2018参照。

第7節 むすび

農山漁村余暇法の施行により、本業が農林業でありながらも、副業として「アグリツーリズム」を実施している農家が増えている。そうした農家が「アグリツーリズム」を経営するための施設として都市農村交流施設に着目しているが、その多くが教育旅行を主体にした「アグリツーリズム」を受け入れている施設である。

実際には、都市農村交流施設における、教育旅行を主体にした「アグリツーリズム経営」については、「マス・マーケット」を対象としていることから、都市農村交流施設の経営者およびその家族に対する労働負担を重くさせていることが多い。そうした状況にも拘らず、経営状態は、あまり収益性の高いものとはなっていない。その理由としては、従来の「アグリツーリズム」については、料金体系の面で経営者側と参加者側の間にギャップが生じているからである。例えば、「ひがしまつしまじかん」の参加者による意識調査の結果が示すとおり、「アグリツーリズム経営」に関心がある人の多くは、高い収益の料金設定を期待している。それに対して、「アグリツーリズム」の参加に関心がある人の多くは、教育旅行と同じ程度の料金設定を期待していることが多い。このように両者間においてギャップが生じている。

また、近年、地方空港へのLCC便の乗入や各地で繰り広げられるデスティネーションキャンペーンの拡大等による集客効果により、北海道と東北地方6県を訪れる人々が増えているものの、訪問する全ての人々が観光目的により宿泊しているとは限らない。

実際には、北海道と東北地方6県において、Aタイプのような小規模宿泊施設においては、観光目的の宿泊者「50%未満」の方が観光目的の宿泊者「50%以上」の宿泊者数を上回っている。それに対して、新潟県については、Aタイプのような小規模宿泊施設において、観光目的の宿泊者「50%以上」の宿泊者数が観光目的の宿泊者「50%未満」の宿泊者数を上回っている。

そうした要因の背景にあるのは、新潟県が関東甲信越の「アグリツーリズム」の盛んな長野県と山梨県に隣接している点が大きいと考えられる。

実際、新潟県以外の2県(長野県・山梨県)については、Aタイプのような小規模宿泊施設も含めて、中規模宿泊施設・大規模宿泊施設等においても、観光目的の宿泊者「50%以上」の宿泊者数が観光目的の宿泊者「50%未満」の宿泊者数を上回っている。

この場合、3県(新潟県・長野県・山梨県)について着目すべき点は、小規模ながらも工夫しながら「農家民宿」等を中心とした「アグリツーリズム」を積極的に展開しているということである。実際、小規模経営による「農家民宿」、一般民宿、「旅館」、「ホテル」等においては、施設が小さいため、学校単位の宿泊客や団体客等といった「マス・マーケット」に対応できない。そのため、「ニッチ・マーケット」に対応した「高いホスピタリティ」と「高品質」を兼ね揃えた「アグリツーリズム」を展開していかなければ、経営的に続けることが困難である。

さらに、現在、旅館業法令等が緩和され、今後、新たに住宅宿泊事業法が施行されれば、エアビーや不動産事業者・マンション管理事業者等を中心に一般の農家民家が「アグリツーリズム」の宿泊施設として利用される可能性も出てくる。その結果、これまでの既存の「アグリツーリズム」を取り巻く経営環境は、今後益々厳しくなり、競争が激化することが予想される。

このように既存の「アグリツーリズム」を取り巻く経営環境の変化に対処していくためには、従来の都市農村交流施設を中心とした既存の「アグリツーリズム」から脱却し、「高いホスピタリティ」と「高品質」を兼ね揃えた「新型アグリツーリズム」に転換していく必要がある。もし、既存の「アグリツーリズム」が、そうした「新型アグリツーリズム」に対処できるような安定した利益をあげられる経営構造に変革できなければ、今後、既存の「アグリツーリズム」については、インバウンドおよび国内における観光目的の宿泊者を惹きつけることが、より一層難しくなるであろう。

参考文献

(日本語文献)

- 大江靖雄、2003、『農業と農村多角化の経済分析』、農林統計出版、103-204 頁。
- 大江靖雄編、2017、『都市農村交流の経済分析』、農林統計出版、21-138 頁。
- 国土交通省、2017、『宿泊旅行統計調査報告』、国土交通省、2-13 頁。
- 農林水産省、2015、『都市農村交流に係る市場規模等調査』、農林水産省、4-107 頁。
- 農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室、2015、「農林業センサス累年統計」『2015 年農林業センサス』、農林水産省。